

…

# 第1章

## 災害の現況と課題

- 第1節 火災予防
- 第2節 危険物施設等における災害対策
- 第3節 石油コンビナート災害対策
- 第4節 林野火災対策
- 第5節 風水害対策
- 第6節 震災対策
- 第7節 原子力災害対策
- 第8節 その他の災害対策



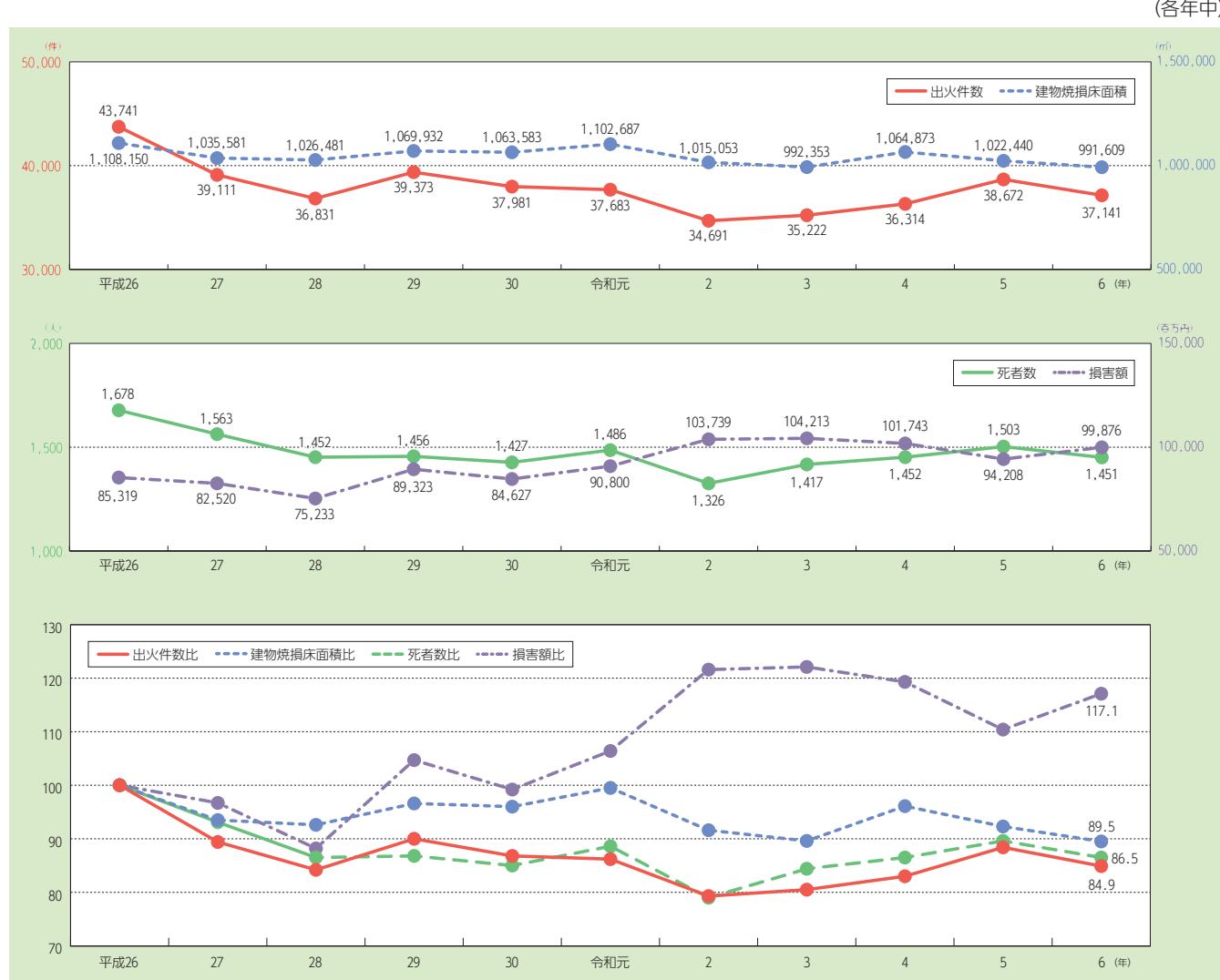
## 第1節 火災予防

### 火災の現況と最近の動向

全国における各年の出火件数をみると、長期的に減少傾向で推移しているが、近年はおおむね横ばいとなっている。令和6年中の出火件数は3万7,141件（対前年比1,531件減、同4.0%減）となっており、10年前（平成26年中）の出火件数4万3,741件の84.9%となっている。また、火災による死者数

も、おおむね同様の傾向にある。令和6年中の火災による死者数は1,451人（対前年比52人減、同3.5%減）で、10年前（平成26年中）の火災による死者数1,678人の86.5%となっている（第1-1-1図、資料1-1-9）。

第1-1-1図 火災の推移と傾向図



- (備考) 1 「火災報告」により作成  
 2 各年の数値は、1月～12月に発生した火災を集計したもの。以下本節において、ことわりのない限り同じ。  
 3 「出火件数」、「死者数」、「出火件数比」、「建物焼損床面積」、「建物焼損床面積比」、「死者数比」、「損害額」は左軸を、「建物焼損床面積」、「損害額」は右軸を参照  
 4 「出火件数比」、「建物焼損床面積比」、「死者数比」、「損害額比」については、平成26年中の値を100とした比

## 1 出火状況

### (1) 1日当たり102件の火災が発生

令和6年中の出火件数3万7,141件を1日当たりでみると、102件の火災が発生したことになる。

出火件数について、その構成比をみると、建物火災が全火災の56.5%で最も高い比率を占めている（資料1-1-10）。

また、出火件数を四季別にみると、春季（3月～5月）及び冬季（12月～2月）の出火件数が多くなっており、総出火件数の56.5%を占めている（資料1-1-11）。

### (2) 出火率は3.0件／万人

出火率（人口1万人当たりの出火件数）は、全国平均で3.0件／万人となっている（資料1-1-12）。

また、出火率を都道府県別にみると、最も高いのは茨城県で4.7件／万人となっている。一方、最も低いのは、富山県の1.9件／万人で、同県は平成3年（1991年）以降連続して最も出火率が低くなっている（資料1-1-13）。

### (3) 火災覚知方法は119番通報が最多

消防機関における火災覚知方法をみると、火災報知専用電話（119番）<sup>\*1</sup>による通報が68.7%と最も多い（第1-1-2図）。

### (4) 初期消火の方法は消火器の使用が最多

火災の発生時には、消火器を使用した初期消火が18.9%の割合で行われており、消火設備等を用いて初期消火が行われたものの中（その他を除く。）で最も高い割合になっている。一方で初期消火が行われなかつたものは37.9%となっている（資料1-1-14）。

## 2 火災による死者の状況

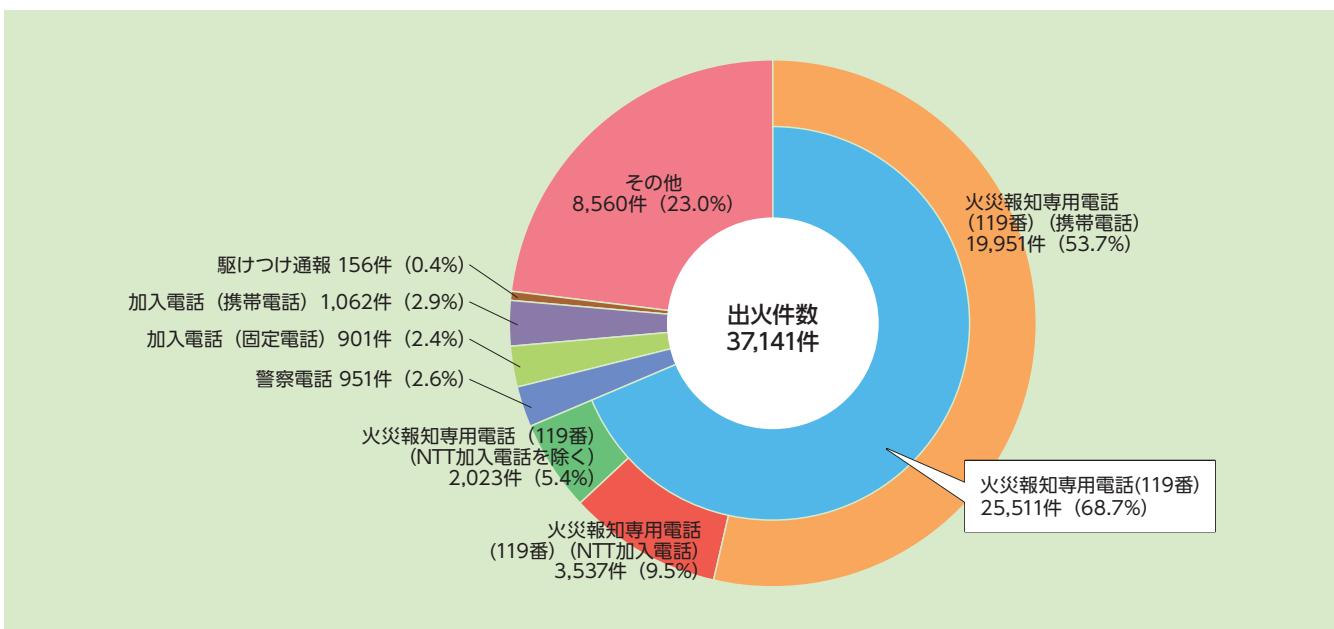
### (1) 火災による死者の状況

令和6年中の火災による死者数は1,451人で、そのうち放火自殺者、放火自殺の巻き添えとなった者及び放火殺人による死者（以下、本節において「放火自殺者等」という。）を除いた死者数は1,228人（対前年比同数）となっている。また、負傷者数は5,805人（対前年比39人増）となっている。

なお、放火自殺者等は223人となっており、火災による死者の総数の15.4%を占めている（第1-1-3図）。

第1-1-2図 火災覚知方法別出火件数

（令和6年中）

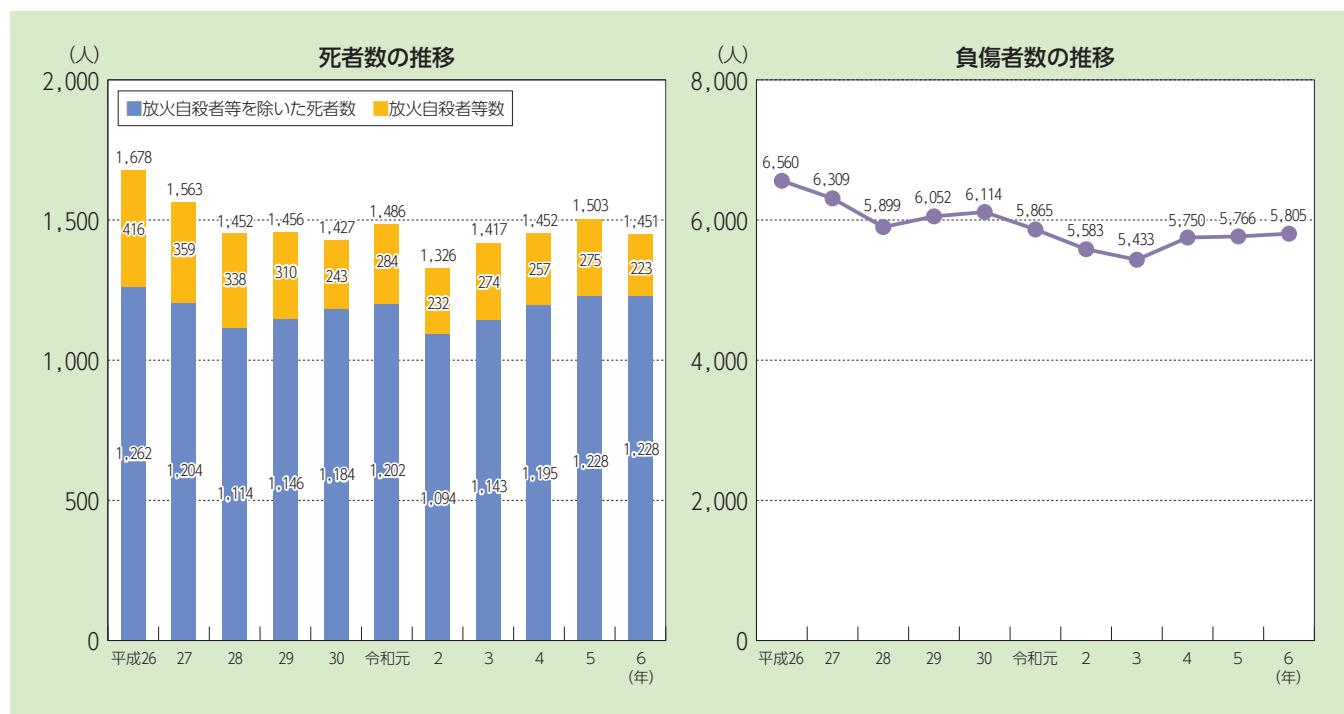


- （備考）  
 1 「火災報告」により作成  
 2 「その他」には事後閲知（消防機関が「このような火災があった」という通報を受けた場合をいう。）7,986件を含む。  
 3 小数点第2位以下四捨五入により、合計値が100とならない場合がある。

\* 1 火災報知専用電話：通報者等が行う火災や救急等に関する緊急通報を、消防機関が受信するための専用電話をいう。なお、電気通信番号計画において、消防機関への緊急通報に関する電気通信番号は「119」と定められている。

### 第1-1-3図 火災による死傷者数の推移

(各年中)



(備考) 「火災報告」により作成

#### ア 1日当たりの火災による死者数は4.0人

1日当たりの火災による死者数は4.0人となっている。

人口10万人当たりの火災による死者数は、全国平均で1.2人となっている。また、都道府県別にみると、最も多いのは島根県で3.2人、最も少ないのは滋賀県で0.3人となっている（資料1-1-15）。

月別の死者数は、1月が最も多くなっている（資料1-1-16、資料1-1-17）。

時間帯別の死者数は、0時から6時の時間帯で多くなっている（資料1-1-18、資料1-1-19）。

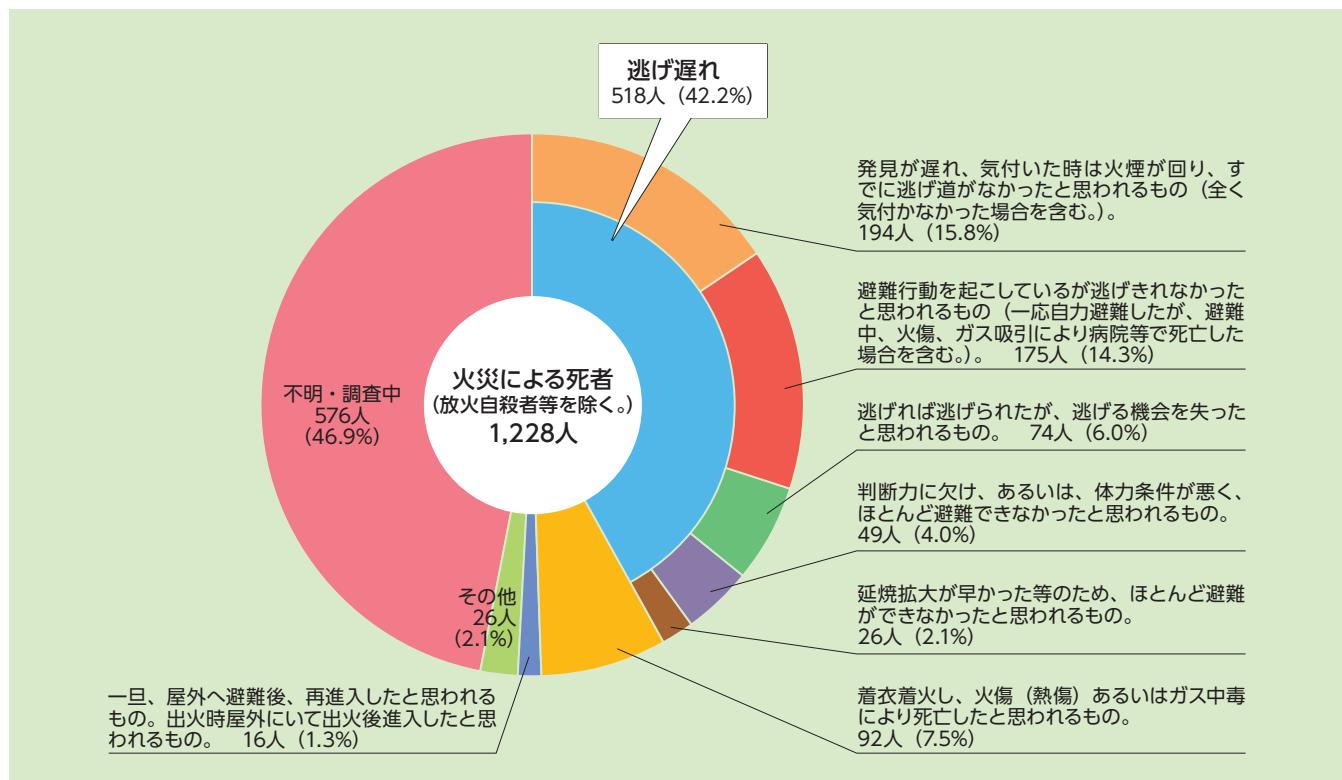
#### イ 死因は火傷、次いで一酸化炭素中毒・窒息が多い

死因は、火傷が最も多く、次いで一酸化炭素中毒・窒息となっている（資料1-1-20）。

死亡に至った経過をみると、死者数（放火自殺者等を除く。）のうち、逃げ遅れが全体の42.2%を占めている。その中でも「発見が遅れ、気付いた時は火煙が回り、既に逃げ道がなかったと思われるもの（全く気付かなかつた場合を含む。）」が全体の15.8%、「避難行動を起こしているが逃げ切れなかつたと思われるもの（一応自力避難したが、避難中、火傷、ガス吸引により病院等で死亡した場合を含む。）」が全体の14.3%を占めている（第1-1-4図、資料1-1-21）。

## 第1-1-4図 火災による経過別死者発生状況（放火自殺者等を除く。）

(令和6年中)



(備考) 「火災報告」により作成

## ウ 高齢者の死者数が911人で74.2%

火災による死者数（放火自殺者等を除く。）を年齢別でみると、65歳以上の高齢者が74.2%を占めている。

年齢階層別の人ロ10万人当たりの死者数（放火自殺者等を除く。）は、年齢が高くなるに従って著しく増加しており、特に81歳以上の階層が、全年齢階層における平均の3.9倍となっている（第1-1-5図）。

また、放火自殺者等を年齢別・性別にみると、男性の71歳～75歳の階層が最も多くなっている（資料1-1-22、資料1-1-23）。

## (2) 建物火災による死者数の状況

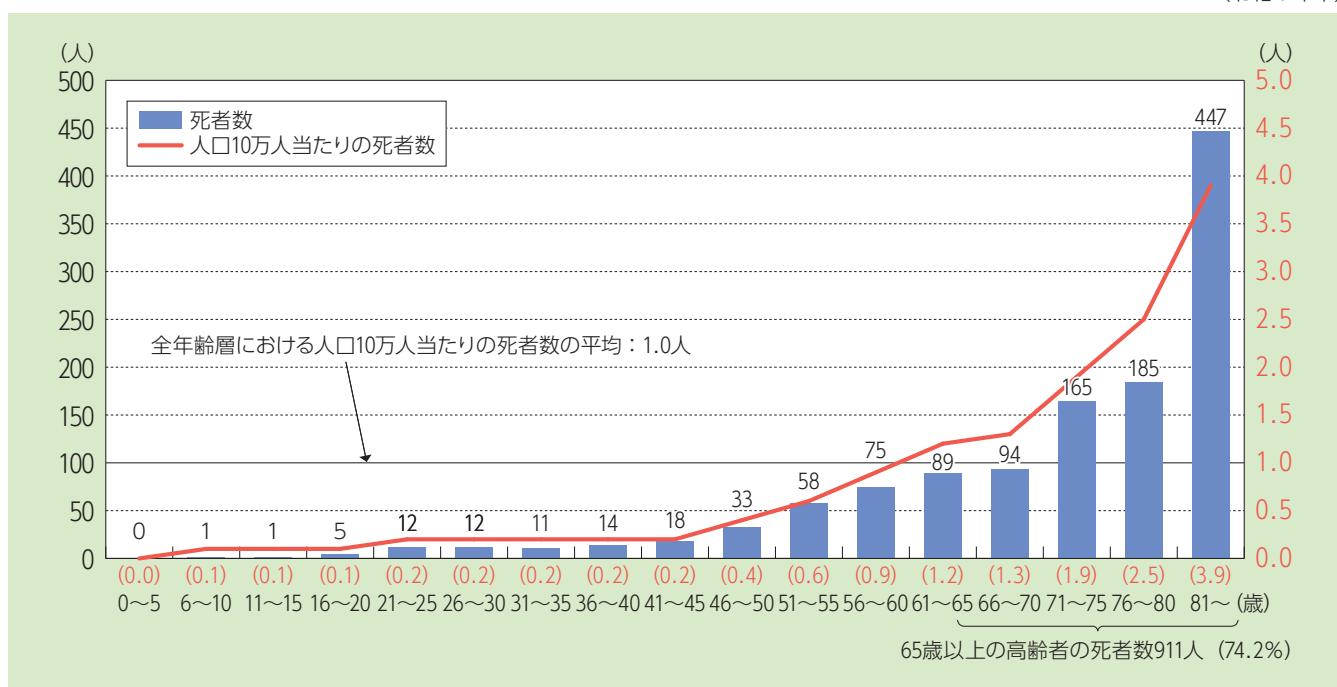
## ア 建物火災による死者数は、死者総数の82.6%で最多

建物火災による死者数は、1,199人で、火災による死者の82.6%を占め、建物火災による負傷者は4,830人で、火災による負傷者の83.2%を占めており、火災による死傷者の多くが建物火災により発生している（資料1-1-25）。

また、建物焼損程度別の死者発生状況をみると、全焼の場合の死者が64.2%を占めている（第1-1-6図、資料1-1-26）。

## 第1-1-5図 火災による年齢階層別死者発生状況（放火自殺者等を除く。）

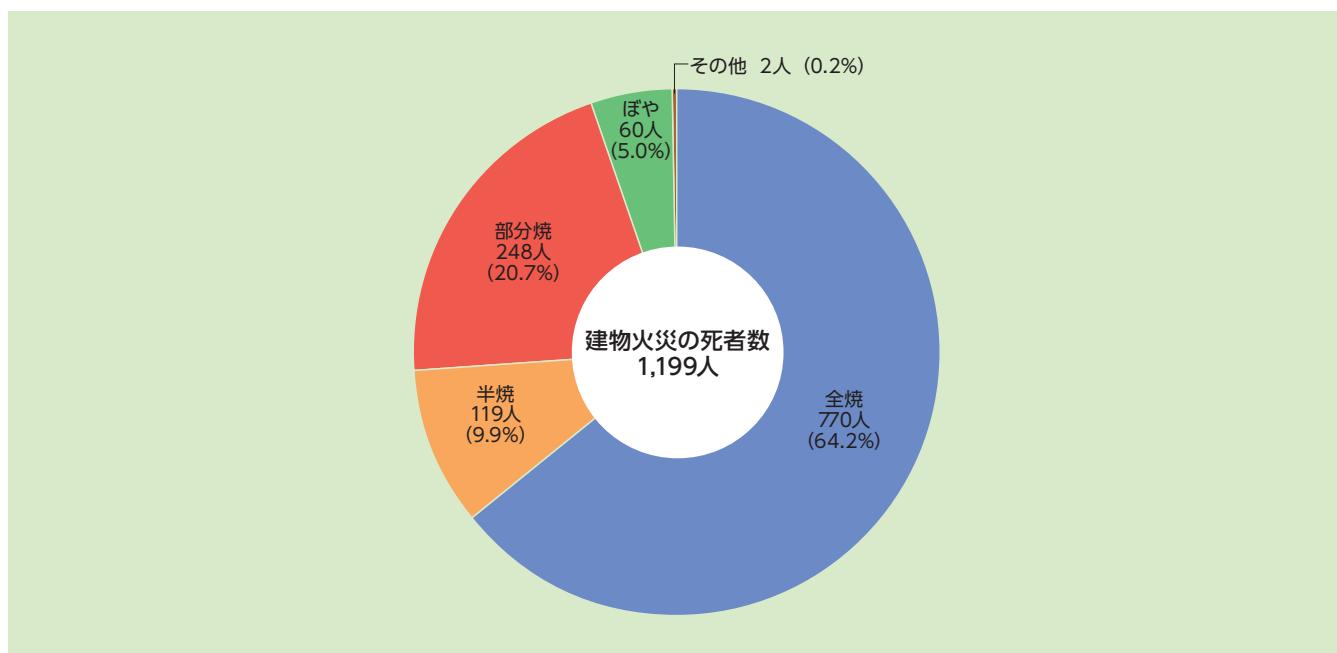
(令和6年中)



- (備考)
- 「火災報告」により作成
  - ( ) 内は、人口10万人当たりの死者数を示す。
  - 「死者数」については左軸を、「人口10万人当たりの死者数」については右軸を参照
  - 年齢不明者（男性2名、女性2名、性別不明4人）を除く。
  - 人口は、令和6年10月1日現在の人口推計（総務省統計局）による。
  - 1人以上の死者が発生している年齢層は、小数点第2位以下四捨五入で(0.0)となる場合、(0.1)とする。

## 第1-1-6図 建物火災における焼損程度ごとの死者発生状況

(令和6年中)



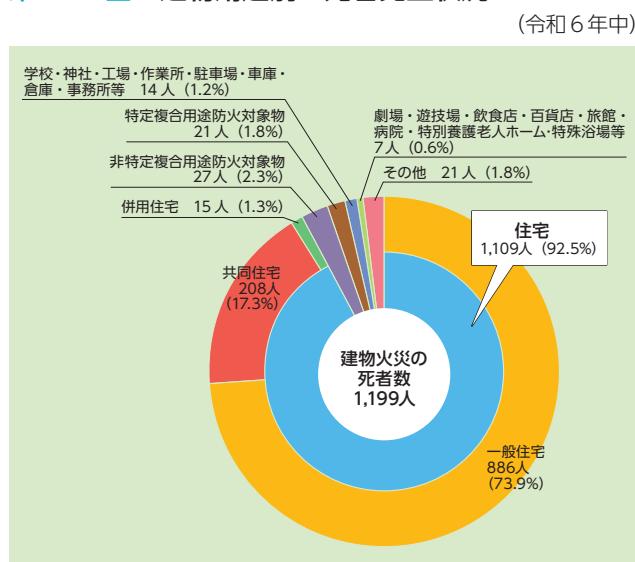
- (備考)
- 「火災報告」により作成
  - 「全焼」とは、建物の焼損部分の損害額が火災前の建物の評価額の70%以上のもの、又はこれ未満であっても残存部分に補修を加えて再使用できないものをいう。
  - 「半焼」とは、建物の焼損部分の損害額が火災前の建物の評価額の20%以上のもので全焼に該当しないものをいう。
  - 「部分焼」とは、建物の焼損部分の損害額が火災前の建物の評価額の20%未満のものでぼやに該当しないものをいう。
  - 「ぼや」とは、建物の焼損部分の損害額が火災前の建物の評価額の10%未満であり焼損床面積が1m<sup>2</sup>未満のもの、建物の焼損部分の損害額が火災前の建物の10%未満であり焼損表面積が1m<sup>2</sup>未満のもの、又は収容物のみ焼損したものという。
  - 小数点第2位以下四捨五入により、合計値が100とならない場合がある。

### イ 建物火災による死者の92.5%が住宅で発生

建物用途別にみると、住宅での死者数が1,109人で、建物火災による死者数の92.5%を占めている（第1-1-7図、資料1-1-27）。

また、死因別では火傷が37.5%で最も多くなっている（第1-1-8図、資料1-1-28）。

**第1-1-7図 建物用途別の死者発生状況**



(備考) 1 「火災報告」により作成  
2 小数点第2位以下四捨五入により、合計値が100とならない場合がある。

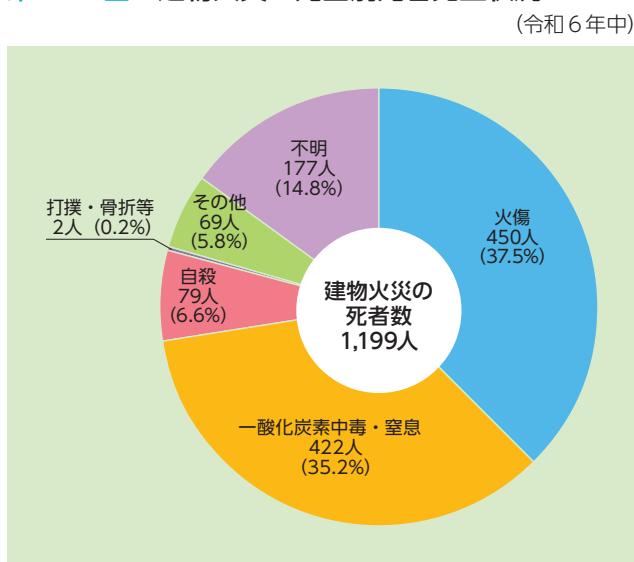
### (3) 住宅火災による死者の状況

#### ア 住宅火災の死者数は令和3年以降増加

令和6年中の住宅火災による死者数（放火自殺者等を除く。）は1,030人（対前年比7人増、同0.7%増）となっている。

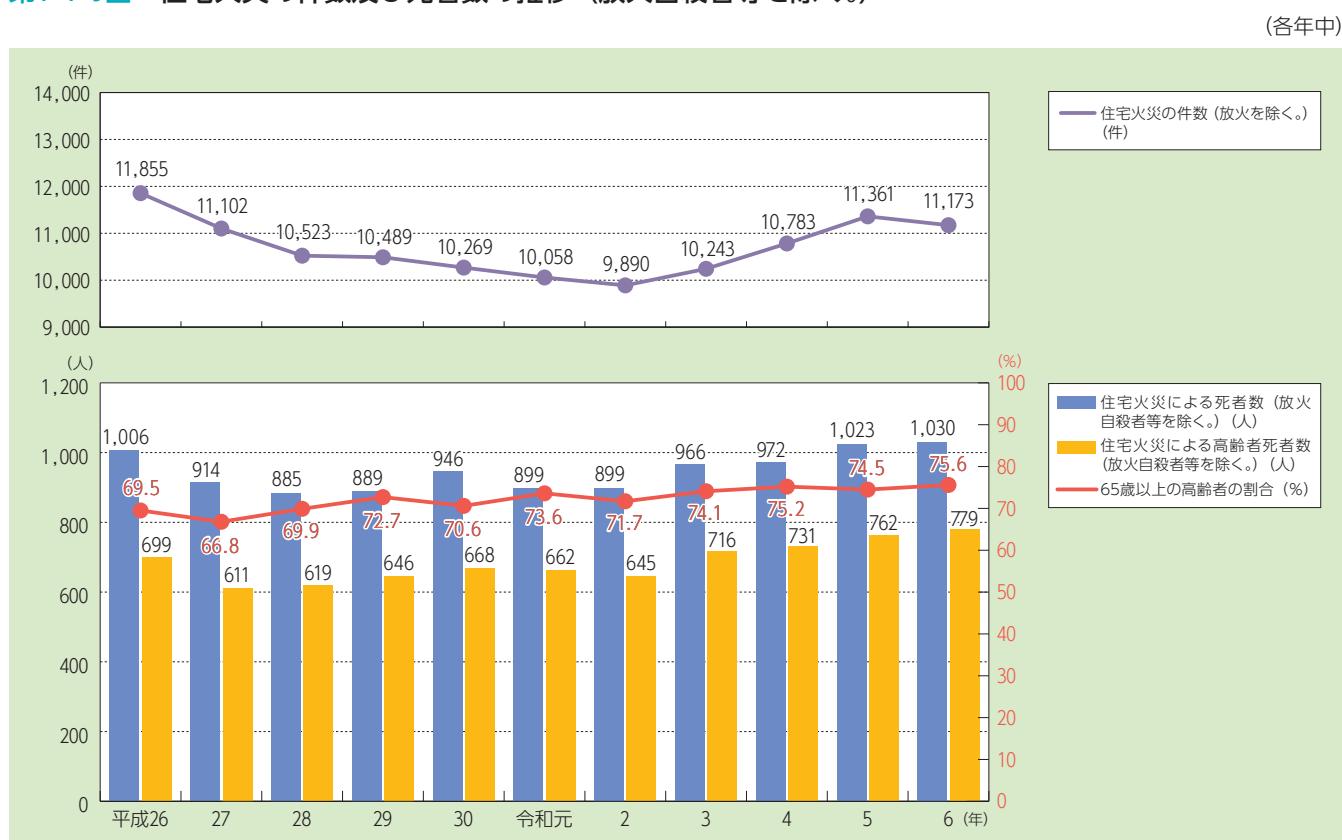
また、住宅火災による死者数（放火自殺者等を除く。）は1,030人（対前年比7人増、同0.7%増）となっている。

**第1-1-8図 建物火災の死因別死者発生状況**



(備考) 1 「火災報告」により作成  
2 小数点第2位以下四捨五入により、合計値が100とならない場合がある。

**第1-1-9図 住宅火災の件数及び死者数の推移（放火自殺者等を除く。）**



(備考) 1 「火災報告」により作成  
2 「住宅火災の件数 (放火を除く。)」、「住宅火災による死者数 (放火自殺者等を除く。)」、「住宅火災による高齢者死者数 (放火自殺者等を除く。)」については左軸を、「65歳以上の高齢者の割合」については右軸を参照

く。) のうち65歳以上の高齢者の死者数は779人で、全体の75.6%を占めている(第1-1-9図)。

#### イ 死者数は高齢者層で著しく高い

年齢階層別の人ロ10万人当たりの死者数(放火自殺者等を除く。)は、年齢が高くなるに従って著し

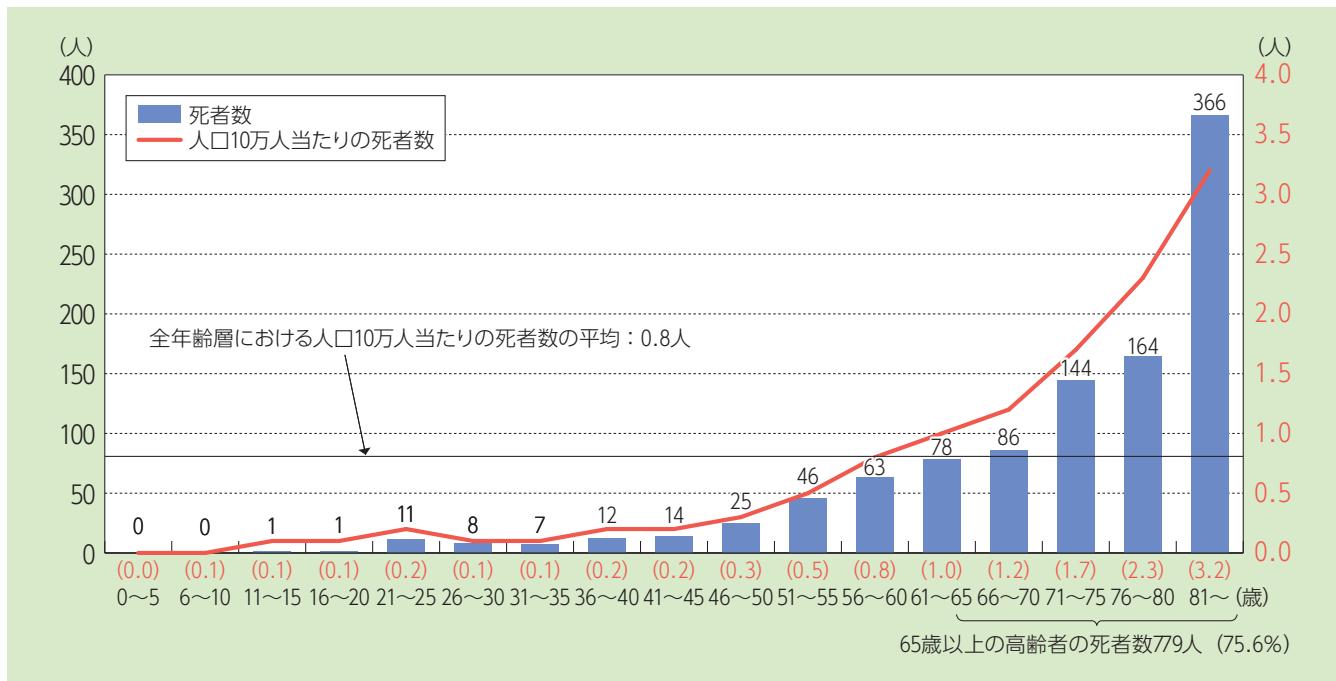
く増加しており、特に81歳以上の階層では、全年齢階層における平均の4.0倍となっている(第1-1-10図)。

#### ウ たばこを発火源とした火災による死者数が最多

住宅火災の発火源別死者数(放火自殺者等を除く。)

第1-1-10図 住宅火災における年齢階層別死者発生状況(放火自殺者等を除く。)

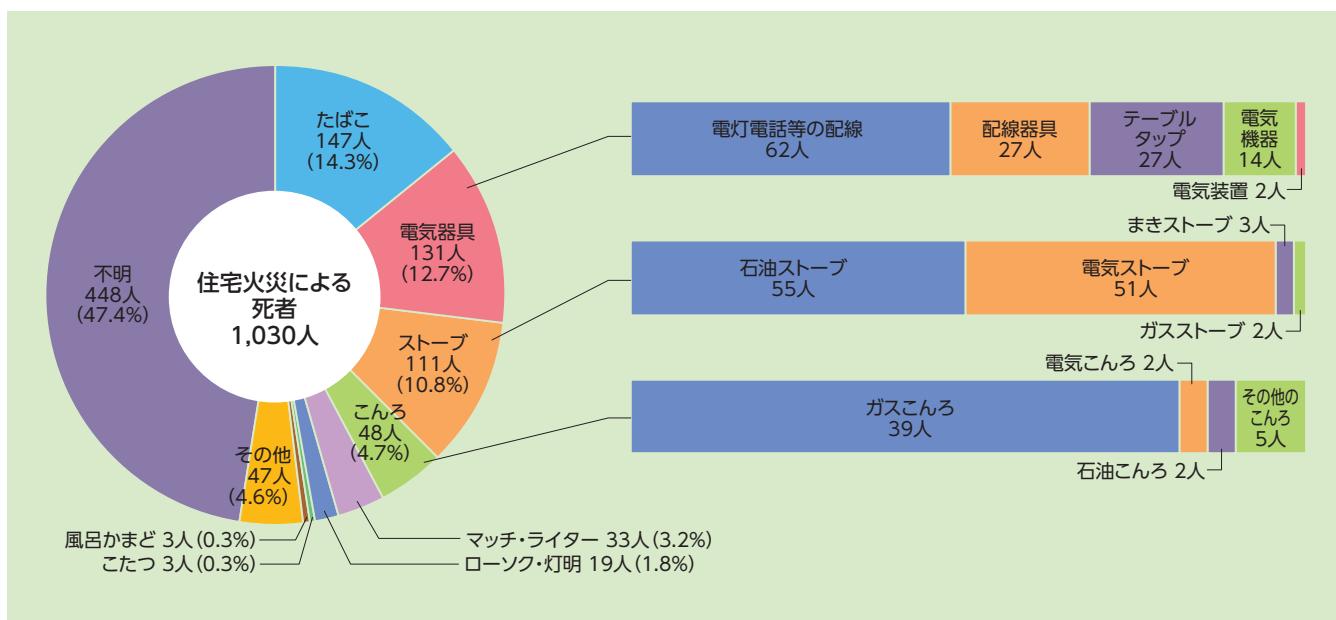
(令和6年中)



- (備考) 1 「火災報告」により作成  
2 ( ) 内は人口10万人当たりの死者数を示す。  
3 「死者数」については左軸を、「人口10万人当たりの死者数」については右軸を参照  
4 年齢不明者(男性1人、性別不明3人)を除く。  
5 人口は、令和6年10月1日現在の人口推計(総務省統計局)による。  
6 1人以上の死者が発生している年齢層は、小数点第2位以下四捨五入で(0.0)となる場合、(0.1)とする。

第1-1-11図 住宅火災の発火源別死者数(放火自殺者等を除く。)

(令和6年中)



- (備考) 1 「火災報告」により作成  
2 小数点第2位以下四捨五入により、合計値が100とならない場合がある。

く。) をみると、たばこによる死者数が最も多く、次いで電気器具、ストーブとなっている(不明を除く。)(第1-1-11図)。

また、住宅火災の着火物(発火源から最初に着火した物)別死者数(放火自殺者等を除く。)をみると、寝具類に着火した火災による死者が最も多く、次いで衣類、屑類となっている(その他及び不明を除く。)(第1-1-12図)。

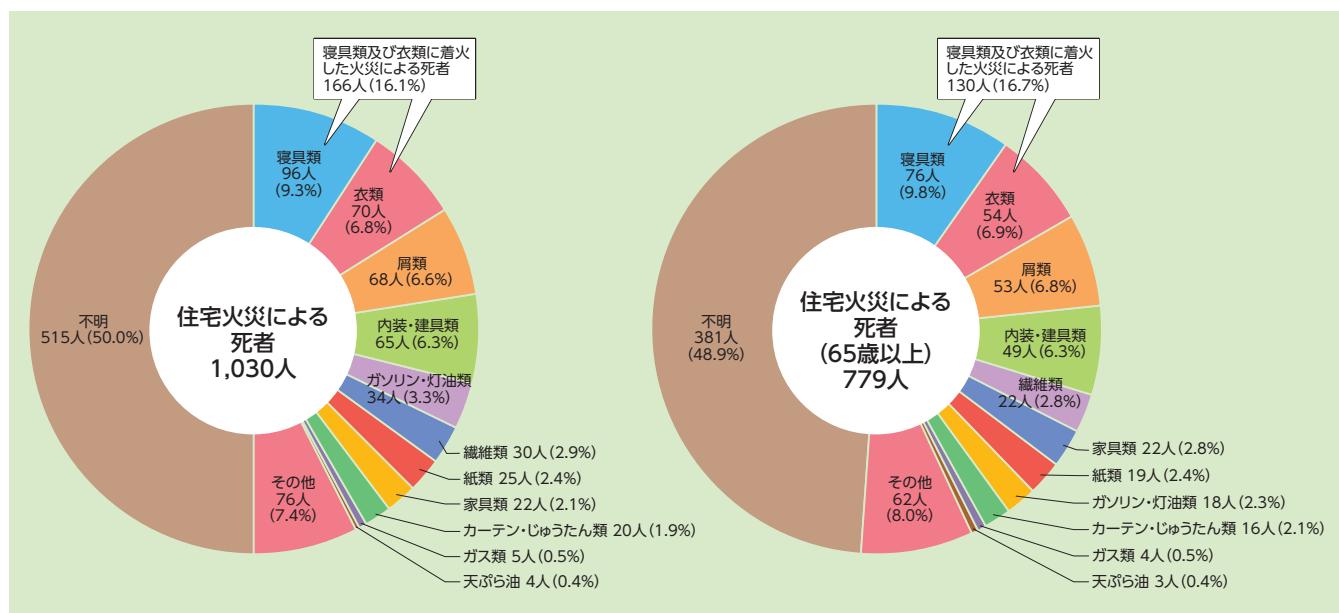
## 工 特定の時間帯の住宅火災で多くの死者が発生

住宅火災の死者数(放火自殺者等を除く。)を時間帯別にみると、0時から6時までの時間帯で多くの死者が発生している(第1-1-13図、資料1-1-29)。

また、死者(放火自殺者等を除く。)の発生状況を死に至った経過別にみると、逃げ遅れが465人と最も多くなっている(第1-1-14図)。

第1-1-12図 住宅火災の着火物別死者数(放火自殺者等を除く。)

(令和6年中)

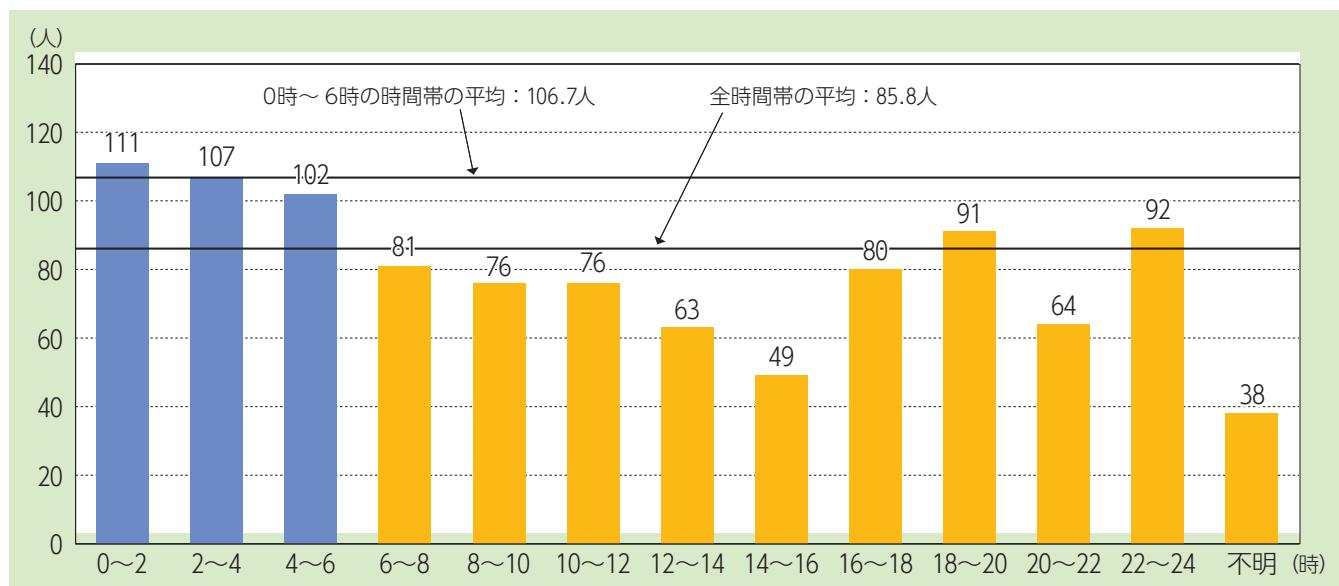


(備考) 1 「火災報告」により作成

2 小数点第2位以下四捨五入により、合計値が100とならない場合がある。

第1-1-13図 時間帯別住宅火災の死者発生状況(放火自殺者等を除く。)

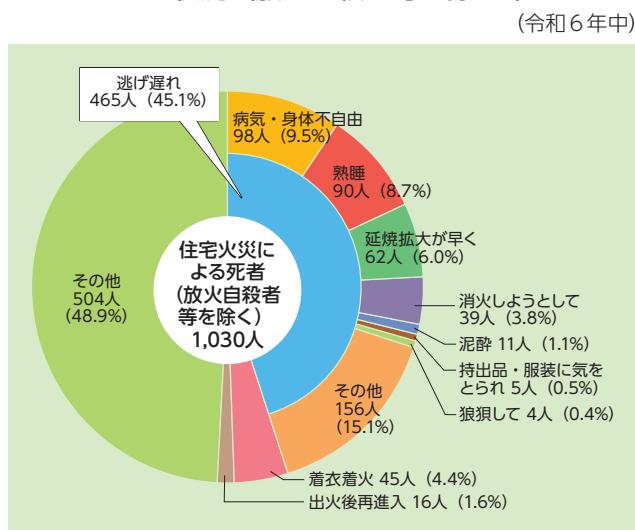
(令和6年中)



(備考) 1 「火災報告」により作成

2 例えば、時間帯の「0～2」は、出火時刻が0時0分～1時59分の間であることを示す。

### 第1-1-14図 住宅火災の死に至った経過別死者発生状況（放火自殺者等を除く。）



(備考) 「火災報告」により作成

### 3 火災による損害額

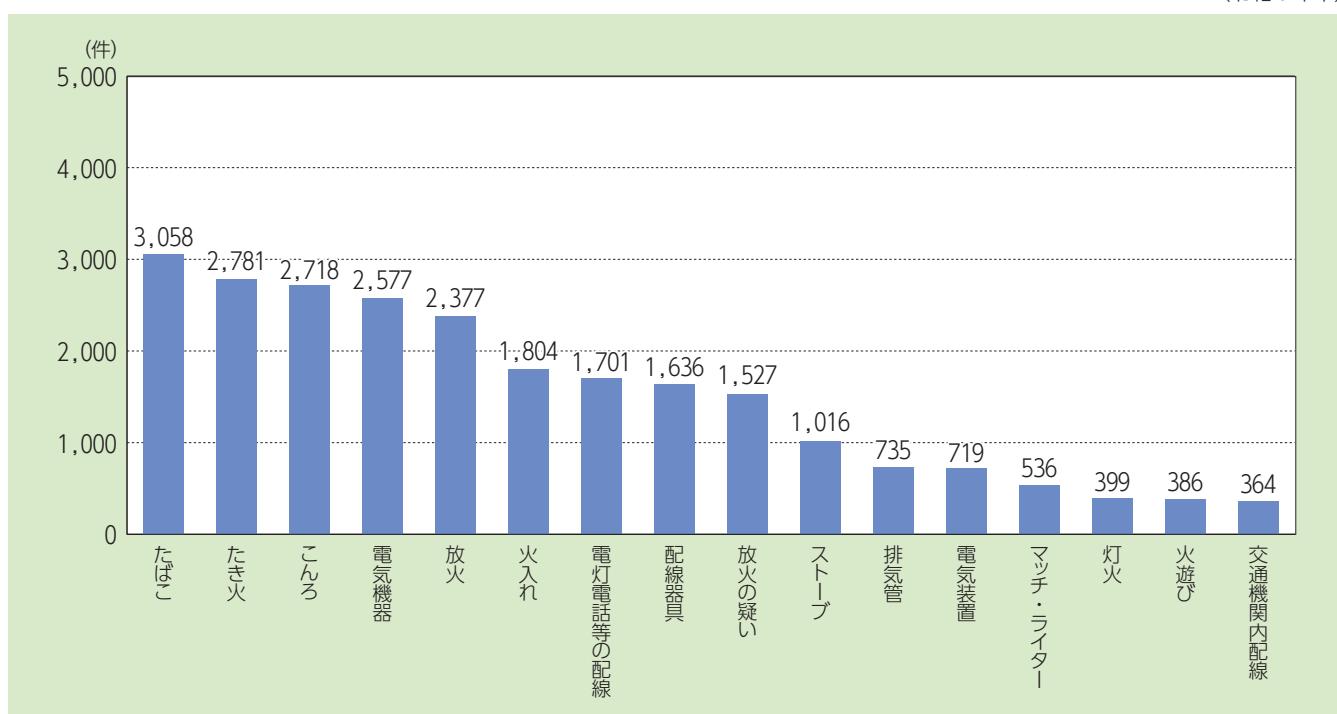
令和6年中の損害額は約999億円（対前年比6.1%増）であった（資料1-1-30）。

これを出火原因別でみると、内燃機関による損害額が最も多く、次いで電灯電話等の配線、電気機器となっている（資料1-1-31）。

また、火災による損害額は、建物火災によるものが圧倒的に多く、全体の77.0%を占めている（資料1-1-9）。

### 第1-1-15図 主な出火原因別の出火件数

(令和6年中)



(備考) 「火災報告」により作成

### 4 出火原因

令和6年中の出火件数3万7,141件のうち、失火による火災は全体の75.4%である（資料1-1-32）。

出火原因別にみると、たばこが3,058件と最も多く、次いでたき火が2,781件、こんろが2,718件となっている（第1-1-15図）。

また、全火災の着火物別出火件数は、枯草が全体の17.0%を占め、最も多くなっている（資料1-1-33）。

#### (1) 「たばこ」による火災の6割以上は不適当な場所への放置によるもの

たばこによる火災は、3,058件で全火災の8.2%を占めている。主な経過別出火件数をみると、不適当なところに置くが1,903件と最も多くなっている（第1-1-15図、資料1-1-34）。

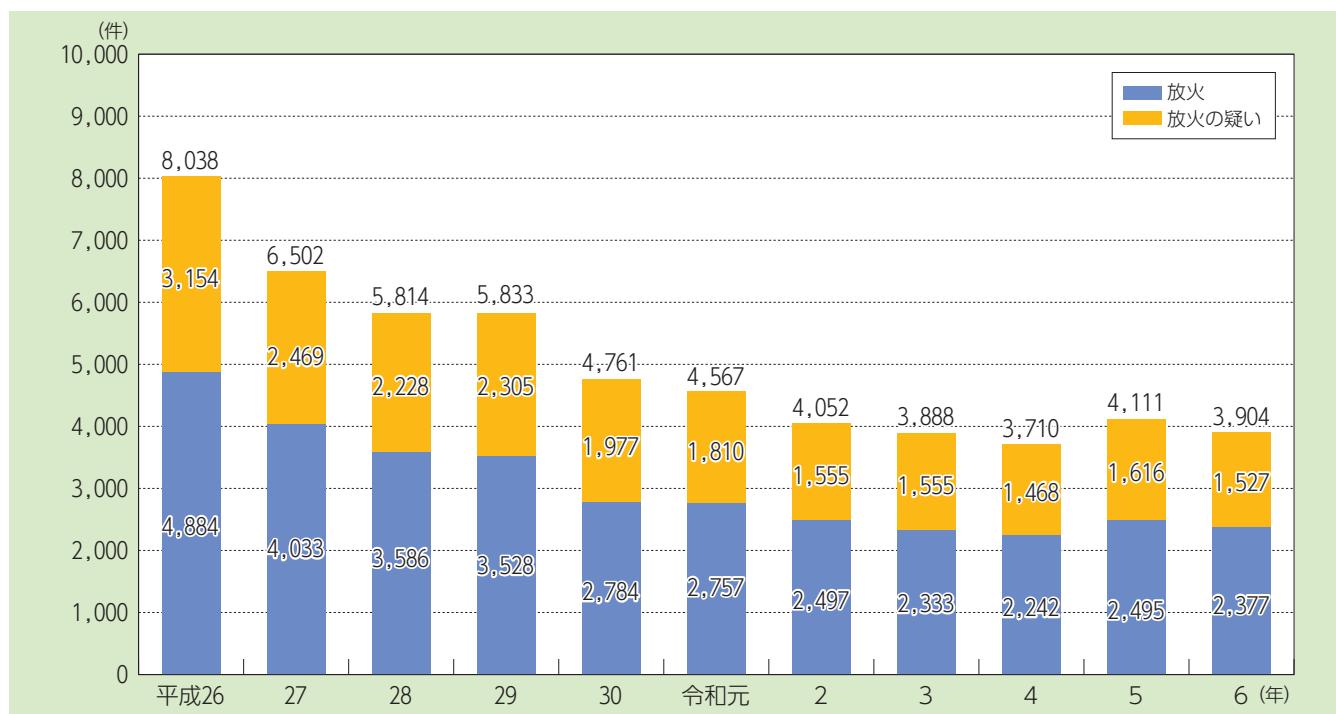
#### (2) 「放火」及び「放火の疑い」の合計は減少

放火による出火件数は、2,377件（全火災の6.4%、対前年比4.7%減）となっている。これに放火の疑いを加えると3,904件（全火災の10.5%、対前年比5.0%減）となっている。（第1-1-16図、資料1-1-35）。

次に、放火及び放火の疑いによる火災を発火源別

## 第1-1-16図 放火及び放火の疑いによる火災件数の推移

(各年中)



(備考) 「火災報告」により作成

にみると、ライターによるものが1,090件と最も多くなっている（[資料1-1-35](#)）。

また、放火及び放火の疑いによる火災の時間帯別の出火件数をみると、16時の時間帯が最も多くなっている（不明を除く。）（[資料1-1-37](#)）。

### (3) 「こんろ」による火災で最も多いのは放置する、忘れるによるもの

こんろによる火災は、2,718件で全火災の7.3%を占めている（[第1-1-15図](#)）。

こんろの種類別では、ガスこんろによる火災が2,346件と最も多い。

主な経過別出火件数をみると、放置する、忘れるによるものが1,067件と最も多い（[資料1-1-38](#)）。

## 5 火災種別ごとの状況

### (1) 建物火災

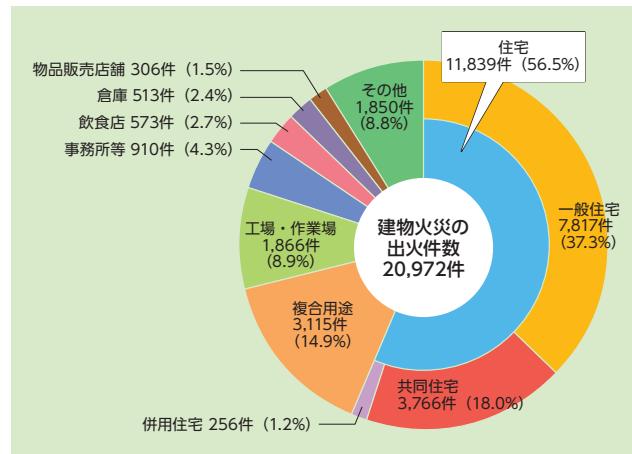
令和6年中の建物火災の出火件数は2万972件（対前年比2件減）となっている（[資料1-1-9](#)）。

#### ア 建物火災の56.5%が住宅火災で最多

建物火災の出火件数を火元建物の用途別にみると、住宅での火災が1万1,839件と最も多く、全体の56.5%を占めている（[第1-1-17図、資料1-1-39](#)）。また、建物火災の要因としては、こんろ、電

## 第1-1-17図 建物火災の火元建物用途別の状況

(令和6年中)



(備考) 1 「火災報告」により作成  
2 共同住宅、工場・作業場、事務所等、倉庫、飲食店及び物品販売店舗の区分は、消防法施行令別表第一による区分。なお、複合用途については、消防法施行令別表第一により区分される特定複合用途及び非特定複合用途の出火件数の合計数。

気機器、たばこによるものが多くなっている（[資料1-1-40](#)）。

また、月別の出火件数をみると、12月が最も多くなっており、冬季から春季にかけて多く発生している（[資料1-1-41](#)）。

#### イ 建物火災の35.2%が木造建物で最多

建物火災の出火件数を火元建物の構造別にみると、木造建物が最も多く、7,391件となっている。

火元建物以外の棟に延焼した火災件数の割合（延焼率）を火元建物の構造別にみると、木造が最も高くなっている（その他・不明を除く）。火元建物の構造別に火災1件当たりの焼損床面積をみると、木造は全建物火災の平均の1.8倍となっている（資料1-1-42）。

また、出火件数を損害額及び焼損床面積の段階別にみると、1件につき損害額が10万円未満の火災の出火件数が建物火災全体の57.3%を占めている。また、焼損床面積50m<sup>2</sup>未満の火災の出火件数が、建物火災全体の80.3%を占めている（資料1-1-43）。

## (2) 林野火災

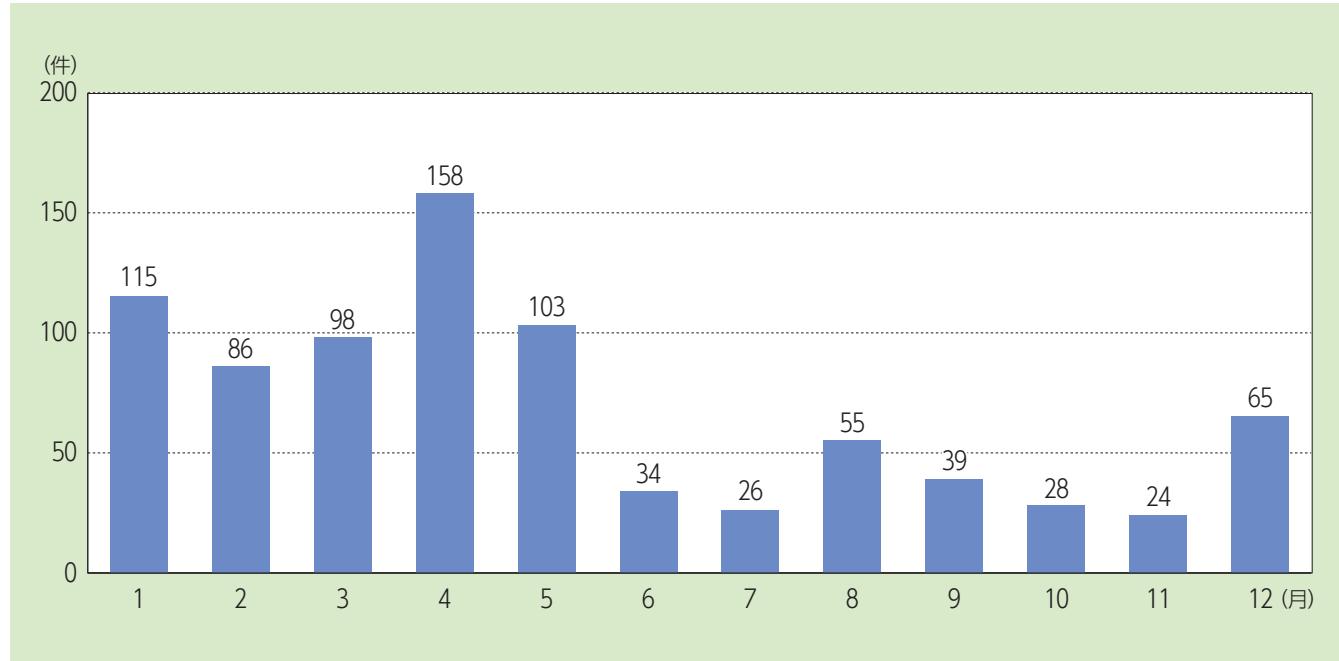
令和6年中の林野火災の出火件数は831件（対前年比468件減）、焼損面積は1,073ha（同230ha増）、死者数は8人（対前年比同数）、損害額は7億3,653万円（同6億1,134万円増）となっている（資料1-1-44）。

林野火災の出火件数を月別にみると、4月に最も多く発生しており、次いで1月、5月と、降水量が少なく空気が乾燥し強風が吹く時期に多くなっている（第1-1-18図）。

林野火災の出火件数を焼損面積別にみると、焼損面積10ha未満は821件で、全体の98.8%を占めている。

第1-1-18図 林野火災の月別出火件数

（令和6年中）



（備考）「火災報告」により作成

る（資料1-1-45）。

林野火災の出火件数を原因別にみると、たき火によるものが245件（全体の29.5%）と最も多く、次いで火入れ<sup>\*2</sup>が153件（同18.4%）、放火（放火の疑いを含む）が73件（同8.8%）の順となっている（資料1-1-46）。

## (3) 車両火災

令和6年中の車両火災の出火件数は3,546件（対前年比25件増）、死者数は74人（放火自殺者等38人を含む。同31人減）、損害額（車両火災以外の火災種別に分類している車両被害は除く。）は24億5,415万円（同1億2,157万円増）となっている（資料1-1-47）。

車両火災の出火件数を原因別にみると、排気管によるものが636件（全体の17.9%）と最も多く、次いで電気機器が316件（同8.9%）、交通機関内配線が311件（同8.8%）の順となっている（資料1-1-48）。

## (4) 船舶火災

令和6年中の船舶火災の出火件数は62件（対前年比4件増）、死者数は2人（同2人増）、損害額（船舶火災以外の火災種別に分類している船舶被害は除く。）は1億2,157万円（同1億2,157万円増）となっている（資料1-1-49）。

\* 2 火入れ：土地の利用上の目的をもって、その土地の上にある立木竹、雑草、堆積物等を面的に焼却する行為

く。) は 6 億4,918万円 (同 1 億9,949万円減) となっている (資料1-1-49)。

## (5) 航空機火災

令和6年中の航空機火災の出火件数は3件 (対前年比2件増)、死者数は0人 (対前年比同数)、損害額 (航空機火災以外の火災種別に分類している航空機被害は除く。) は128億5,303万円 (同128億4,739万円増) となっている (資料1-1-50)。

# 火災予防行政の現況

## 1 住宅用火災警報器の設置の現況

消防法 (昭和23年法律第186号) 及び各市町村の条例において、住宅用火災警報器の設置が義務付けられており、全国の消防本部等において、消防団、女性防火クラブ、自主防災組織等と協力して、設置の徹底及び維持管理のための各種取組を展開している。令和7年6月1日時点で全国の設置率<sup>\*3</sup>は84.9%、条例適合率<sup>\*4</sup>は65.8%となっており、都道府県別にみると設置率及び条例適合率は福井県が最も高くなっている (資料1-1-51)。

## 2 防火対象物

消防法では、建築物など火災予防行政の主たる対象となるものを「防火対象物」と定義し、そのうち消防法施行令別表第一に掲げる防火対象物については、その用途や規模等に応じて、火災予防のための人的体制の整備や消防用設備等<sup>\*5</sup>の設置、防炎物品の使用などを義務付けている。

令和7年3月31日現在、全国の防火対象物数 (「防火対象物実態等調査」 (消防法施行令別表第一に掲げる防火対象物のうち、(一) 項から (十六の三) 項までに掲げる防火対象物で延べ面積が150m<sup>2</sup>

以上のもの及び (十七) 項から (十九) 項までに掲げる防火対象物が対象) による数) は、430万869件である。

また、21大都市 (東京都特別区及び指定都市) の防火対象物数は、124万280件と全国の防火対象物の28.8%を占めている。特に都市部に集中しているものは、地下街 (全国の86.2%)、準地下街<sup>\*6</sup> (同83.3%)、性風俗特殊営業店舗等 (同61.6%) などである (第1-1-1表)。

## 3 防火管理制度

### (1) 防火管理者

消防法では、多数の人を収容する防火対象物の管理について権原を有する者 (以下、本節において「管理権原者」という。) に対して、自主防火管理体制の中核となる防火管理者<sup>\*7</sup>を選任し、消火、通報、避難訓練の実施等を定めた防火管理に係る消防計画<sup>\*8</sup>の作成等、防火管理上必要な業務を行わせることを義務付けている。

令和7年3月31日現在、法令により防火管理体制を確立し防火管理者を選任しなければならない防火対象物は、全国に105万9,384件あり、そのうち84.5%に当たる89万5,684件について防火管理者が選任され、その旨が消防機関に届出されている。

また、防火管理者が自らの事業所等の適正な防火管理業務を遂行するために防火管理に係る消防計画を作成し、その旨を消防機関へ届け出ている防火対象物は84万7,761件で全体の80.0%となっている (資料1-1-52)。

### (2) 統括防火管理者

消防法では、高層建築物 (高さ31mを超える建築物)、地下街、準地下街、一定規模以上の特定防火対象物<sup>\*9</sup>等のうち、管理権原が分かれているものについては、防火管理を一体的に行うため、統括防火管理者を協議して定め、防火対象物全体の防火安

\*3 設置率：市町村の火災予防条例で設置が義務付けられている住宅の部分のうち、一か所以上設置されている世帯 (自動火災報知設備の設置により住宅用火災警報器の設置が免除されている世帯を含む。) の全世帯に占める割合

\*4 条例適合率：市町村の火災予防条例で設置が義務付けられている住宅の部分の全てに設置されている世帯 (自動火災報知設備の設置により住宅用火災警報器の設置が免除されている世帯を含む。) の全世帯に占める割合

\*5 消防用設備等：消火、避難、その他の消防の活動のための設備等 (消火器、スプリンクラー設備、自動火災報知設備、避難器具、誘導灯等)

\*6 準地下街：建築物の地階で連続して地下道に面して設けられたものと当該地下道とを合わせたもの

\*7 防火管理者：防火対象物の防火管理に関する講習の課程を修了した者等一定の資格を有し、かつ、防火対象物において防火管理上必要な業務を適切に遂行できる管理的又は監督的な地位にある者で、管理権原者から選任された者

\*8 防火管理に係る消防計画：防火管理者が作成する防火管理上必要な事項を定めた計画書

\*9 特定防火対象物：百貨店、飲食店等の多数の者が出入りするものや病院、老人保健施設、幼稚園等要配慮者が利用するもの等の一定の防火対象物

第1-1-1表 防火対象物数

(令和7年3月31日現在)

防火対象物の区分		全国	21大都市	割合(%)	防火対象物の区分		全国	21大都市	割合(%)
(一)	イ 劇場等	4,503	630	14.0	ハ	(3) 保育所等	39,661	8,992	22.7
	□ 公会堂等	62,617	6,279	10.0		(4) 児童発達支援センター等	5,878	1,014	17.3
(二)	イ キャバレー等	700	143	20.4	(六)	(5) 身体障害者福祉センター等	27,591	4,950	17.9
	□ 遊技場等	7,332	1,307	17.8		小計	96,062	18,992	19.8
(三)	ハ 性風俗特殊営業店舗等	151	93	61.6	(七)	二 幼稚園等	14,517	3,725	25.7
	二 カラオケボックス等	2,004	521	26.0		学校	123,337	28,003	22.7
(四)	イ 料理店等	2,064	381	18.5	(八)	図書館等	7,640	884	11.6
	□ 飲食店	84,340	17,746	21.0		イ 特殊浴場	1,396	635	45.5
(五)	百貨店等	156,649	28,605	18.3	(九)	□ 一般浴場	3,486	730	20.9
	イ 旅館等	59,807	8,539	14.3		停車場	3,889	1,431	36.8
(六)	□ 共同住宅等	1,420,193	556,783	39.2	(十)	神社・寺院等	58,795	12,444	21.2
	(1) 避難のために患者の介助が必要な病院 (2) 避難のために患者の介助が必要な有床診療所 (3) 病院((1)に掲げるものを除く)、有床診療所((2)に掲げるものを除く)、有床助産所 (4) 無床診療所、無床助産所 小計	5,262 2,394 9,102 47,664 64,422	997 467 2,206 9,268 12,938	18.9 19.5 24.2 19.4 20.1		イ 工場等	476,002	69,271	14.6
(六)	(1) 老人短期入所施設等 (2) 救護施設 (3) 乳児院 (4) 障害児入所施設 (5) 障害者支援施設等 小計	48,395 235 132 485 9,204 58,451	9,661 42 29 84 1,641 11,457	20.0 17.9 22.0 17.3 17.8 19.6	(十二)	□ スタジオ	422	138	32.7
	(1) 老人デイサービスセンター等 (2) 更生施設	22,692 240	3,995 41	17.6 17.1		イ 駐車場等	52,717	13,590	25.8
(六)	(1) 老人デイサービスセンター等 (2) 更生施設	22,692 240	3,995 41	17.6 17.1	(十三)	□ 航空機格納庫	1,010	89	8.8
	(1) 老人デイサービスセンター等 (2) 更生施設	22,692 240	3,995 41	17.6 17.1		倉庫	342,917	53,045	15.5
(六)	(1) 老人デイサービスセンター等 (2) 更生施設	22,692 240	3,995 41	17.6 17.1	(十四)	事務所等	509,697	112,398	22.1
	(1) 老人デイサービスセンター等 (2) 更生施設	22,692 240	3,995 41	17.6 17.1		イ 特定複合用途防火対象物	389,530	149,348	38.3
(六)	(1) 老人デイサービスセンター等 (2) 更生施設	22,692 240	3,995 41	17.6 17.1	(十六)	□ 非特定複合用途防火対象物	284,895	127,992	44.9
	(1) 老人デイサービスセンター等 (2) 更生施設	22,692 240	3,995 41	17.6 17.1		地下街	58	50	86.2
(六)	(1) 老人デイサービスセンター等 (2) 更生施設	22,692 240	3,995 41	17.6 17.1	(十七)	準地下街	6	5	83.3
	(1) 老人デイサービスセンター等 (2) 更生施設	22,692 240	3,995 41	17.6 17.1		文化財	9,997	1,616	16.2
(六)	(1) 老人デイサービスセンター等 (2) 更生施設	22,692 240	3,995 41	17.6 17.1	(十八)	アーケード	1,263	472	37.4
	(1) 老人デイサービスセンター等 (2) 更生施設	22,692 240	3,995 41	17.6 17.1		山林	0	0	0.0
(六)	(1) 老人デイサービスセンター等 (2) 更生施設	22,692 240	3,995 41	17.6 17.1	合 計		4,300,869	1,240,280	28.8

- (備考) 1 「防火対象物実態等調査」(消防法施行令別表第一に掲げる防火対象物のうち、(一) 項から(十六)の三) 項までに掲げる防火対象物で延べ面積が150m<sup>2</sup>以上のもの及び(十七) 項から(十九) 項までに掲げる防火対象物が対象)により作成  
2 21大都市とは、東京都23区及び20の指定都市(札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、横浜市、川崎市、相模原市、新潟市、静岡市、浜松市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市、熊本市)をいう。

全を確立することを各管理権原者に対して義務付けている。

令和7年3月31日現在、統括防火管理者を選任しなければならない防火対象物は、全国に9万359件あり、そのうち70.2%に当たる6万3,468件について統括防火管理者が選任され、その旨が消防機関に届出されている。

また、建物全体の防火管理を一体的に行うため、全体についての消防計画を作成し、その旨を消防機関へ届け出ている防火対象物は6万1,718件で、全体の68.3%となっている(資料1-1-53)。

### (3) 防火対象物定期点検報告制度

消防法では、一定の用途、構造等を有する防火対象物の管理権原者に対して、火災の予防に関して専門的知識を有する者(以下、本節において「防火対象物点検資格者」という。)による点検及び点検結果の消防機関への報告を1年に1回義務付けている。

この防火対象物点検資格者は、消防用設備等の工事等について3年以上の実務経験を有する消防設備士<sup>10</sup>や、防火管理者として3年以上の実務経験を

有する者等、火災予防に関し一定の知識を有する者であって、総務大臣の登録を受けた法人が行う講習の課程を修了し、防火対象物の点検に関し必要な知識及び技能を修得したことを証する書類の交付を受けた者である。

令和7年3月31日現在、防火対象物点検資格者の数は3万7,271人となっている。

また、防火対象物定期点検報告が義務付けられた防火対象物のうち管理を開始した時から3年が経過しているものは、当該防火対象物の管理権原者の申請に基づいた消防機関が行う検査により、消防法令の基準の遵守状況が優良なものとして認定された場合には、3年間点検・報告の義務が免除される。

なお、防火対象物が、防火対象物点検資格者によって点検基準に適合していると認められた場合は「防火基準点検済証」を、消防機関から消防法令の基準の遵守状況が優良なものとして認定された場合は、「防火優良認定証」を、それぞれ表示することができる。

\*10 消防設備士：消防用設備等に関する専門的知識を有する者として、消防設備士免状の交付を受けている者

## 4 防災管理制度

### (1) 防災管理者

消防法では、切迫する大地震等の危険に対応するため、大規模・高層建築物等の管理権原者に対して、地震災害等に対応した防災管理に係る消防計画<sup>\*11</sup>の作成、地震発生時の特有な被害事象に関する応急体制や避難の訓練の実施等を担う防災管理者<sup>\*12</sup>の選任及び火災その他の災害による被害を軽減するために必要な業務を行う自衛消防組織<sup>\*13</sup>の設置を義務付けている。

令和7年3月31日現在、法令により防災管理体制を確立し防災管理者を選任しなければならない防災管理対象物は、全国に1万173件あり、そのうち85.8%に当たる8,728件について防災管理者が選任され、その旨が消防機関に届出されている。

また、防災管理者が自ら事業所等の適正な防災管理業務を遂行するために防災管理に係る消防計画を作成し、その旨を消防機関へ届け出ている防災管理対象物は8,418件で全体の82.7%、自衛消防組織を設置している防災管理対象物は9,243件で全体の90.9%となっている（資料1-1-54）。

### (2) 統括防災管理者

消防法では、防災管理対象物のうち管理権原が分かれているものについては、防災管理を一体的に行うため、統括防災管理者を協議して定め、防災管理対象物全体の防災安全を確立することを各管理権原者に対して義務付けている。

令和7年3月31日現在、統括防災管理者を選任しなければならない防災管理対象物は、全国に3,226件あり、そのうち85.0%に当たる2,743件について統括防災管理者が選任され、その旨が消防機関に届出されている。

また、建物全体の防災管理を一体的に行うため、全体についての消防計画を作成し、その旨を消防機関へ届け出ている防災管理対象物は2,552件で全体の79.1%となっている（資料1-1-55）。

## 5 立入検査と違反是正

### (1) 立入検査と違反是正の現況

消防機関は、火災予防のために必要があるときは、消防法に基づき、防火対象物に立ち入って検査を行っている。

令和6年度中に全国の消防機関が行った立入検査回数は、75万9,676回となっている（資料1-1-56）。

立入検査等により判明した防火対象物の防火管理上の不備や消防用設備等の未設置等について、消防長又は消防署長は、消防法に基づき、防火管理者の選任や消防用設備等の設置等必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

また、火災予防上危険であると認める場合には、消防法に基づき、当該防火対象物の改修、移転、除去等の必要な措置や使用禁止、制限等を命ずることができるとされており、これらの命令をした場合には、その旨を公示することとされている。

このように立入検査等を行った結果、消防法令違反を発見した場合、消防長又は消防署長は、警告等の改善指導及び命令等を行い、法令に適合したものとなるよう違反状態の是正に努めている（資料1-1-57、資料1-1-58、資料1-1-59、資料1-1-60）。

特に、重大違反対象物<sup>\*14</sup>については、火災危険性が高いことから、その違反の重大性を踏まえ、重点的に是正指導を行うとともに、是正指導に従わない場合は、警告、命令等の措置を実施し、その早期是正を図っている（資料1-1-61）。

### (2) 適マーク制度

適マーク制度は、消防法令及び建築法令への適合性を利用者に情報提供するものであり、基準に適合しているホテル・旅館等において表示マーク（銀）を掲出することとされている。

また、表示マーク（銀）が3年間継続して交付されており、かつ、消防法令及び建築法令に関する基準に適合しているホテル・旅館等においては、表示マーク（金）を掲出することとされている。

\*11 防災管理に係る消防計画：防災管理者が作成する防災管理上必要な事項を定めた計画書

\*12 防災管理者：防災管理に関する講習の課程を修了した者等の一定の資格を有し、かつ、防災管理対象物において防災管理上必要な業務を適切に遂行できる管理的又は監督的な地位にある者で、管理権原者から選任された者

\*13 自衛消防組織：防火対象物の従業員からなる人的組織であって、消防計画に定められた役割により、火災等の災害発生時における被害を軽減するための必要な業務を行うもの

\*14 重大違反対象物：屋内消火栓設備、スプリンクラー設備又は自動火災報知設備を設置しなければならない建物で、これらの消防用設備等のいずれかが設置されていないもの又は本来の機能が損なわれている状態にあるもの

なお、消防庁ホームページにおいて全国の適マーク交付施設を公開している（参照URL：[https://www.fdma.go.jp/relocation/kasai\\_yobo/hyoujiseido/](https://www.fdma.go.jp/relocation/kasai_yobo/hyoujiseido/)）。

### （3）違反対象物の公表制度

違反対象物の公表制度は、特定防火対象物で屋内消火栓設備、スプリンクラー設備又は自動火災報知設備の設置義務があるにもかかわらず未設置であるもの等を、市町村の条例に基づき、市町村等のホームページに公表する制度である。

なお、消防庁ホームページでは、全国の市町村における公表制度の実施状況を公開している（参照URL：<https://www.fdma.go.jp/relocation/publication/index.html>）。

## 6 消防用設備等

### （1）消防同意の現況

消防同意は、消防機関が防火の専門家としての立場から、建築物の火災予防について設計の段階から関与し、建築物の安全性を高めることを目的として設けられている制度である。

令和6年度の全国における消防同意事務に係る処理件数は、19万2,946件で、そのうち不同意としたものは9件であった（**資料1-1-62**）。

### （2）消防用設備等の設置の現況

消防法では、防火対象物の関係者は、当該防火対象物の用途、規模、構造及び収容人員に応じ、所要の消防用設備等を設置し、かつ、それを適正に維持しなければならないとされている。

全国における主な消防用設備等の設置状況を特定防火対象物についてみると、令和7年3月31日現在、スプリンクラー設備の設置率（設置数／設置必要数）は99.9%、自動火災報知設備の設置率は99.7%となっている（**資料1-1-63**）。

消防用設備等に係る技術上の基準については、技術の進歩や社会的要請に応じ、逐次、規定の整備を行っている。

また、消防用設備等の設置義務違反等の消防法令違反対象物については、消防法に基づく措置命令等を積極的に発し、迅速かつ効果的な違反処理を更に進めることとしている。

### （3）消防設備士及び消防設備点検資格者

消防用設備等は、消防の用に供する機械器具に係る検定制度等により性能の確保が図られているが、工事又は整備の段階において不備・欠陥があると、火災が発生した際に本来の機能を発揮することができなくなる。このような事態を防止するため、一定の消防用設備等の工事又は整備は、消防設備士に限って行うことができるとされている。

また、消防用設備等は、いかなるときでも機能を発揮できるように日常の維持管理が十分になされることが必要であることから、定期的な点検の実施と点検結果の報告が義務付けられている。維持管理の前提となる点検には、消防用設備等についての知識や技術が必要であることから、一定の防火対象物の関係者は、消防用設備等の点検を消防設備士又は消防設備点検資格者（消防庁長官の登録を受けた法人が実施する一定の講習の課程を修了し、消防設備点検資格者免状の交付を受けた者）に行わせなければならないこととされている。

消防設備士及び消防設備点検資格者には、消防用設備等に関する新しい知識や技能の習得のため、免状取得後の一定期間ごとに再講習を受けることを義務付けている。また、これらの者が消防法令に違反した場合においては、免状の返納命令等を実施している。

令和7年3月31日現在、消防設備士の数は延べ137万6,123人（**資料1-1-64**）、消防設備点検資格者の数は特種（特殊消防用設備等）831人、第1種（機械系統）17万6,341人、第2種（電気系統）16万5,573人となっている。

### （4）防炎規制

#### ア 防炎物品の使用状況

高層建築物や地下街のような構造上、形態上特に防火に留意する必要のある防火対象物や、劇場、旅館、病院等の不特定多数の人や要配慮者が利用する防火対象物（以下、本節において「防炎防火対象物」という。）においては、着火物となりやすい各種の物品に燃えにくいものを使用することで、出火を防止すると同時に火災初期における延焼拡大を抑制することが火災予防上非常に有効である。このことから、防炎防火対象物においてはカーテン、どん帳、展示用合板、じゅうたん等の物品（以下、本節において「防炎対象物品」という。）には、消防法

により、所定の防炎性能を有するもの（以下、本節において「防炎物品」という。）を使用することを義務付けている。

令和7年3月31日現在、全国の防炎防火対象物数は、109万1,482件であり、適合率（防炎防火対象物において使用される防炎対象物品が全て防炎物品である防炎防火対象物の割合）は、カーテン・どん帳等を使用する防炎防火対象物で87.6%、じゅうたんを使用する防炎防火対象物で88.1%、展示用合板を使用する防炎防火対象物で83.5%となっている（資料1-1-65）。

### イ 寝具類等の防炎品の普及啓発

防炎対象物品以外の布団やパジャマ、自動車やオートバイのボディカバー等についても、防炎品を使用することは火災予防上非常に有効であることから、消防庁ではホームページ（参照URL：[https://www.fdma.go.jp/relocation/html/life/yobou\\_contents/fire\\_retardant/](https://www.fdma.go.jp/relocation/html/life/yobou_contents/fire_retardant/)）において、これらの防炎品の効果に係る動画を掲載するなど、その普及啓発を行っている。

### （5）火を使用する設備・器具等に関する規制

火災予防の観点から、こんろ、ストーブ、給湯器、炉、厨房設備などの火を使用する設備・器具等の位置、構造、管理及び取扱いについては、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令に基づき、各市町村が定める火災予防条例によって規制されている。

## 7 消防用機械器具等の検定等

### （1）検定

消防法では、検定の対象となる消防用機械器具等（以下、本節において「検定対象機械器具等」という。）は、検定に合格し、その旨の表示が付されているものでなければ、販売し又は販売の目的で陳列する等の行為をしてはならないこととされている。

検定対象機械器具等は、消火器、閉鎖型スプリンクラーヘッド等、消防法施行令に定める12品目である。

この検定は、「型式承認」（型式に係る形状等が総務省令で定める技術上の規格に適合している旨について総務大臣が行う承認）と「型式適合検定」（検

定対象機械器具等の形状等が、型式承認を受けた検定対象機械器具等の型式に係る形状等と同一であるかどうかについて日本消防検定協会又は登録検定機関が行う検定）からなっている。

また、新たな技術開発等に係る検定対象機械器具等について、その形状等が総務省令で定める技術上の規格に適合するものと同等以上の性能があると認められるものについては、総務大臣が定める技術上の規格によることができることとされている。

検定制度では、過去の不正事案等を踏まえて、規格不適合品や規格適合表示のない検定対象機械器具等を市場に流通させた場合の総務大臣による回収命令や罰則等を消防法で規定している。

令和6年度中の型式承認は、消火器5件、消火器用消火薬剤3件、泡消火薬剤1件、火災報知設備の感知器又は発信機36件、中継器9件、受信機13件、住宅用防災警報器2件、閉鎖型スプリンクラーヘッド3件、流水検知装置10件、一斉開放弁1件、金属製避難はしご3件及び緩降機0件となっている。また、型式適合検定の合格数は、2,249万7,892個となっている（資料1-1-66）。

### （2）自主表示

消防法では、自主表示の対象となる機械器具等（以下、本節において「自主表示対象機械器具等」という。）は、製造事業者等の責任において、自ら規格適合性を確認し、あらかじめ総務大臣に届出を行った型式について表示を付すことができるとされており、また、表示が付されているものでなければ、販売し又は販売の目的で陳列する等の行為をしてはならないこととされている。

また、検定対象機械器具等と同様に、規格不適合品や規格適合表示のない自主表示対象機械器具等に係る総務大臣による回収命令や罰則等を消防法で規定している。

自主表示対象機械器具等は、動力消防ポンプ、消防用ホース等、消防法施行令に定める6品目である。令和6年度中の製造事業者からの届出は、動力消防ポンプ6件、消防用ホース21件、消防用吸管0件、消防用結合金具8件、エアゾール式簡易消火具2件及び漏電火災警報器0件となっている。

## 8 消防用設備等に係る技術基準の性能規定

消防用設備等に係る技術上の基準は、消防防災分

野における技術開発を促進するとともに、一層の効果的な防火安全対策を構築できるよう性能規定が導入されている。

その基本的な考え方は、従来の技術基準に基づき設置されている消防用設備等と同等以上の性能を有するかどうかについて判断し、同等以上の性能を有していると確認できた設備については、従来の技術基準に基づき設置されている消防用設備等に代えて、その設置を認めるというものである。

消防用設備等に求められる性能は、火災の拡大を初期に抑制する性能である「初期拡大抑制性能」、火災時に安全に避難することを支援する性能である「避難安全支援性能」、消防隊による活動を支援する性能である「消防活動支援性能」に分けられる。これらについて、一定の知見が得られているものについては、客観的検証法（新たな技術開発や技術的工夫について客観的かつ公正に検証する方法）等により、同等性の評価が行われる。

一方、既定の客観的検証法のみでは同等性の評価ができない設備等（特殊消防用設備等）を対象として、総務大臣による認定制度が設けられている。これは、一般的な審査基準が確立されていない「特殊消防用設備等」について、防火対象物ごとに申請し、性能評価機関（日本消防検定協会又は登録検定

機関）の評価結果に基づき総務大臣が審査を行い、必要な性能を有すると認められたものを設置できることとするものである。令和7年3月31日現在、特殊消防用設備等としてこれまで80件が認定を受けている（資料1-1-67）。

## 9 消防庁長官による火災原因調査

火災の原因究明は全国の消防機関の役割であるが、それを補完することは国の責務であり、消防機関から要請があった場合及び消防庁長官が特に必要があると認めた場合は、消防庁長官による火災原因調査を行うことができるようされている。

本制度による火災原因調査は、火災種別に応じて消防庁の職員により編成される調査チームが、消防機関と連携して実施するものであり、調査から得られた知見は必要に応じ、火災予防上の施策に反映されている。近年の消防庁長官による火災原因調査の結果を踏まえた火災予防上の措置の概要は、第1-1-2表のとおりである。

## 10 製品火災対策の推進

近年、火災の出火原因が極めて多様化する中、電気用品、燃焼機器、自動車など、国民の日常生活において身近な製品からも火災が発生しており、消費

**第1-1-2表 近年の消防庁長官による火災原因調査の結果を踏まえた火災予防上の措置の概要**

No.	出火日	場所	用途等	火災予防上の措置の概要
1	令和2年7月5日	静岡県 榛原郡吉田町	工場 (死傷者9人)	全国の消防機関に対し、安全管理体制の再点検及び安全管理マニュアルの再徹底を図るよう技術的助言を行った。
2	令和3年12月17日	大阪府 大阪市	複合用途ビル (死傷者28人)	「直通階段が一つの建築物向けの避難行動に関するガイドライン」（令和4年12月消防庁予防課）を策定した。また、直通階段が一つの防火対象物を火災予防上の対応の必要性が高い防火対象物に位置付け、「立入検査標準マニュアル」（平成14年8月30日総務省消防庁予防課、令和5年3月16日最終改正）及び「違反処理標準マニュアル」（平成14年8月30日総務省消防庁予防課、令和7年10月16日最終改正）を改正した。
3	令和4年2月11日	新潟県 村上市	工場 (死傷者7人)	火気設備の安全管理の徹底等について、「防火・防災管理に関する講習のガイドライン」（令和4年8月29日総務省消防庁予防課、令和5年1月20日最終改正）を改正した。また、違反是正の徹底等について、より一層の推進を図るため、「立入検査標準マニュアル」（平成14年8月30日総務省消防庁予防課、令和5年3月16日最終改正）及び「違反処理標準マニュアル」（平成14年8月30日総務省消防庁予防課、令和7年10月16日最終改正）を改正した。
4	令和6年1月1日	石川県 輪島市	市街地 (焼損棟数約240棟 焼失面積約49,000m <sup>2</sup> )	地震火災による被害の防止や軽減を図るために、感震ブレーカーの普及について防災基本計画に盛り込むとともに、地震火災対策の推進について通知した。
5	令和7年2月26日	岩手県 大船渡市	林野 (焼損棟数226棟 焼失面積約3,370ha)	林野火災予防の実効性を高めるため、林野火災注意報及び林野火災警報を創設し、的確な発令に努めることとし、たき火について届出の対象とするよう明確化した。また、「消防庁防災業務計画」（昭和38年12月消防庁、令和7年8月最終修正）を修正し、「林野火災の予防及び消火活動について（通知）」（平成15年10月29日消防災第206号、令和7年8月29日最終改正）を改正した。

者の安心・安全の確保が強く求められていることから、消防庁では電気用品、燃焼機器、自動車等の不具合により発生した火災（以下「製品火災」という。）について対策の取組を強化している。

これらの火災について、消防庁では、各消防機関から火災情報を網羅的に収集する体制を確立し、発火源となった製品の種類ごとに火災件数を集計し、消費者の安心・安全の確保のための注意喚起等を迅速かつ効率的に行っている。

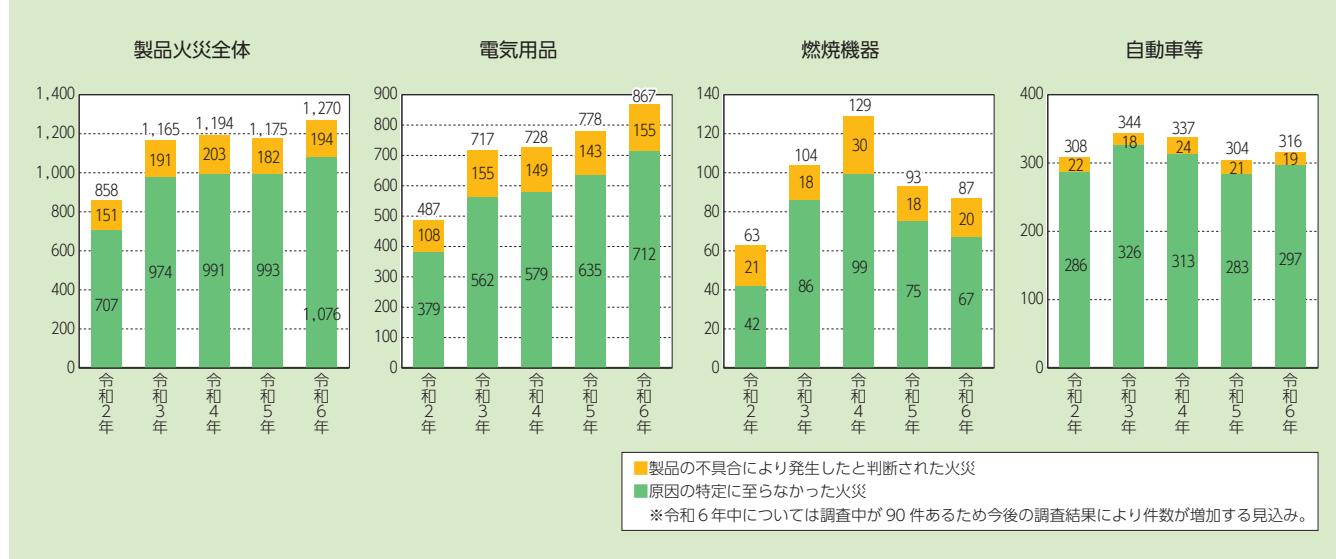
令和6年中に発生した電気用品、燃焼機器、自動車等の火災について集計したところ、全体では1,270件、うち「製品の不具合により発生したと判断された火災」が194件、「製品の不具合が直接的な要因となって発生したか否か特定に至らなかった火災」が1,076件であった（第1-1-19図）。

この調査結果については、全国の消防機関に周知するとともに、収集した火災情報を消費者庁、経済産業省、国土交通省、独立行政法人製品評価技術基盤機構（NITE）と共有し、連携して製品火災対策を推進することとしている。

また、全国の消防機関が行う火災原因調査に対し、消防研究センターにおける専門的な知見や資機材による鑑識等の技術的支援を行うなど、消防機関の調査技術の向上を図り、火災原因調査・原因究明体制の充実に努めている。さらに、製品火災に係る積極的な情報収集や、関係機関との連携強化を図ることにより、消費者の安心・安全を確保し、製品に起因する火災事故の防止を促進することとしている。

### 第1-1-19図 最近5年間の製品火災の調査結果の推移

令和7年5月31日現在



(備考) 詳細については、消防庁ホームページ参照 (URL : <https://www.fdma.go.jp/mission/prevention/cause/34530.html>)

## 火災予防行政の課題

### 1 住宅防火対策の推進

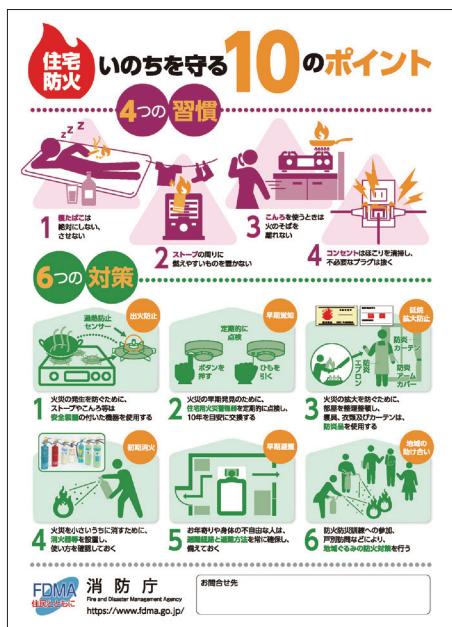
近年の住宅火災による年齢階層別死者数（放火自殺者等を除く。）は、65歳以上の高齢者の占める割合が7割以上と高水準で推移している状況であり、更なる高齢化の進展が見込まれる中で、住宅火災による高齢者の死者数の割合は今後増加していくことが予想される。

住宅火災による高齢者の死者数の低減を図るために、住宅における効果的な防火対策を高齢者や高齢者の家族が自ら行えるよう必要な情報の提供などを推進する必要があることから、近年の火災を取り巻く状況の変化や高齢者の生活実態等を踏まえ、「住宅防火いのちを守る10のポイント」をとりまとめ、その概要を示したリーフレット等を作成して広報啓発を行っている。

住宅用火災警報器については、平成23年6月に全ての住宅への設置が義務化され、令和3年6月に10年を経過したことから、定期的な点検や老朽化した機器の交換といった、適切な維持管理を促進することが重要である。交換の際には、連動型住宅用火災警報器、一酸化炭素等を感じて警報する機能を併せ持つ住宅用火災警報器、音や光を発する補助警報装置を併設した住宅用火災警報器など、付加的な機能を併せ持つ機器などへの交換を広報活動等を通じ

て促していく。

また、近年の大規模地震においては、電気に起因する火災が多く発生しており、地震時の電気火災リスクを低減するため、感震ブレーカー等の普及を積極的に推進していく。



住宅防火いのちを守る10のポイント  
リーフレット

## 2 リチウムイオン電池等に関する注意喚起

近年、リチウムイオン電池等の充電式電池に起因する火災が増加傾向にある。こうした充電式電池に起因する火災の予防に当たっては、PSEマーク（電気用品安全法に基づき、日本国内で販売される電気製品が安全基準を満たしていることを示すマーク）が付されたモバイルバッテリーの購入、使用時の取扱説明書の遵守、電池の膨張などの異常が生じた場合の使用中止、廃棄時の適切な取扱い等の措置が有効であり、消防庁では関係省庁と連携して重点的に注意喚起を行っている。

また、事業者や各省庁が公開しているリコール情報を見定期的に確認し、リコール製品を使用しないよう広報している。



特定電気用品以外の電気用品

## 3 社会変化を踏まえた防火安全対策の推進

### （1）関係者不在の宿泊施設における防火安全対策ガイドライン

近年、労働人口の減少や、デジタル技術の進展等を背景に、従業員等が常駐することなくサービスを提供する事業形態が様々な業種で見られるようになってきている。

特に、不特定多数の利用客が滞在する宿泊施設は、過去にも死傷者を伴う火災が発生していることから、「令和6年度予防行政のあり方に関する検討会」において、主に防火管理のソフト面に係る防火安全対策について検討を行い、「関係者不在の宿泊施設における防火安全対策ガイドライン」（令和7年3月総務省消防庁）を策定した。ガイドラインでは、施設関係者が不在となる時間帯についての施設情報をあらかじめ利用者に周知することや、火災を未然に防ぐための対策、火災発生時の応急対策について示している。

今後、ガイドラインに基づく消防計画の整備や訓練の実施について徹底を図っていく。

### （2）大規模倉庫における効果的な防火管理に関するガイドライン

近年、人手不足やインターネット通販の拡大などの社会的背景により、物流効率化等を目的として、倉庫の大規模化や物流関連の諸業務の一体化が進んでいる。これに伴い、多数の労働者を収容する倉庫、福利厚生施設等を併設する倉庫、複数の事業者がテナントを利用する倉庫、仕分け作業等の自動化を進める倉庫など、様々な特徴を持つ倉庫が増えている。

このような状況を踏まえ、「令和6年度予防行政のあり方に関する検討会」において、平時の火災予防、火災発生時の応急対応などの防火安全対策について検討を行い、「大規模倉庫における効果的な防火管理に関するガイドライン」（令和7年3月総務省消防庁）を策定した。ガイドラインでは、上述のような近年の倉庫の特徴と想定される火災リスクを整理した上で、大規模倉庫において火災を未然に防ぐための対策や、火災発生時の応急対策について示している。

今後、ガイドラインに基づく効果的な防火管理体制の構築について徹底を図っていく。

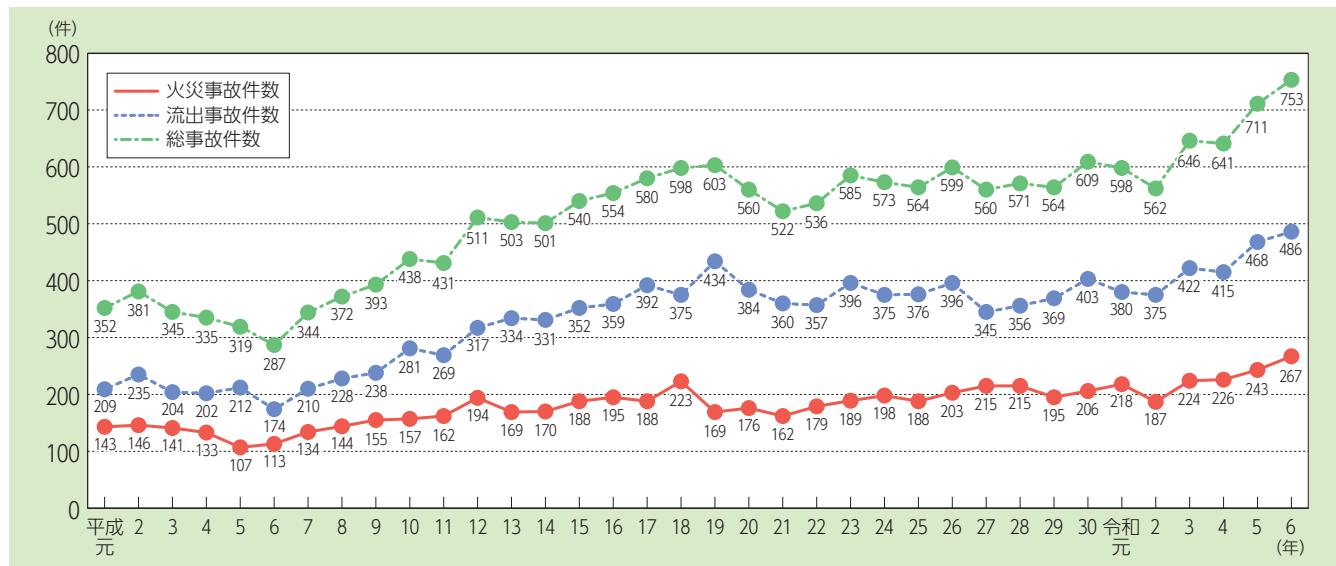
## 第2節 危険物施設等における災害対策

### 危険物施設等における災害の現況と最近の動向

危険物施設における事故は、火災（爆発を含む。）

第1-2-1図 危険物施設における火災及び流出事故発生件数の推移

(各年中)



- (備考) 1 「危険物に係る事故の概要」により作成  
2 事故発生件数の年別傾向を把握するために、震度6弱以上（平成8年（1996年）9月以前は震度6以上）の地震により発生した件数を除く。

### 1 火災事故

令和6年中に危険物施設において発生した火災事故の件数は267件（対前年比24件増）となっている。主な発生要因については、維持管理不十分、操作確認不十分といった人的要因によるものが多くを占めている（資料1-2-1、資料1-2-2、資料1-2-3、資料1-2-4、資料1-2-5）。

### 2 流出事故

令和6年中に危険物施設において発生した流出事故の件数は486件（対前年比18件増）となっている。発生要因については、腐食疲労等劣化など物的要因によるものが多くを占めている（資料1-2-6、資料1-2-7、資料1-2-8、資料1-2-9）。

と危険物の流出に大別される。令和6年中は、火災事故が267件、流出事故が486件で合計753件となっている（第1-2-1図）。

### 危険物行政の現況

#### 1 危険物規制

##### (1) 危険物規制の体系

消防法（昭和23年法律第186号）では、①火災発生の危険性が高い、②火災が発生した場合にその拡大の危険性が高い、③消火が困難であるなどの性状を有する物品を「危険物」として指定し、これらの危険物について、貯蔵・取扱い及び運搬において保安上の規制を行うことにより、火災の防止や、国民の生命、身体及び財産を火災から保護し、又は火災による被害を軽減することとされている（資料1-2-10、資料1-2-11、資料1-2-12）。

なお、危険物に関する規制の概要は、次のとおり

である。

- ・指定数量（消防法で指定された、貯蔵又は取扱いを行う場合に許可が必要となる数量）以上の危険物は、危険物施設以外の場所で貯蔵し、又は取り扱ってはならず、危険物施設を設置しようとする者は、その位置、構造及び設備を法令で定める基準に適合させ、市町村長等の許可を受けなければならない。
- ・危険物の運搬については、その量の多少を問わず、法令で定める安全確保のための基準に従って行わなければならない。
- ・指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱いについては、市町村条例の基準に従って行わなければならない。

## (2) 危険物取扱者

危険物取扱者は、「甲種」「乙種」「丙種」の3つに区分されており、区分によって取り扱うことができる危険物の種類が異なる。危険物施設での危険物の取扱いは、危険物取扱者が自ら行うか、他の者が取り扱う場合には、甲種又は乙種危険物取扱者の立ち会いの下を行わなければならないとされている。

令和7年3月31日現在、危険物取扱者制度発足以

來の危険物取扱者試験の合格者総数（累計）は1,040万6,300人となっており、危険物施設における安全確保に大きな役割を果たしている。

### ア 危険物取扱者試験

令和6年度中の危険物取扱者試験は、全国で4,185回（対前年度比83回減）実施された。受験者数は31万6,301人（同386人増）、合格者数は12万2,102人（同840人減）で平均の合格率は約38.6%（同0.3%減）となっている（**第1-2-2図**）。

試験の種類別にみると、受験者数では、乙種第4類が最も多く、次いで甲種、丙種となっており、この3種類で全体の約8割を占めている。

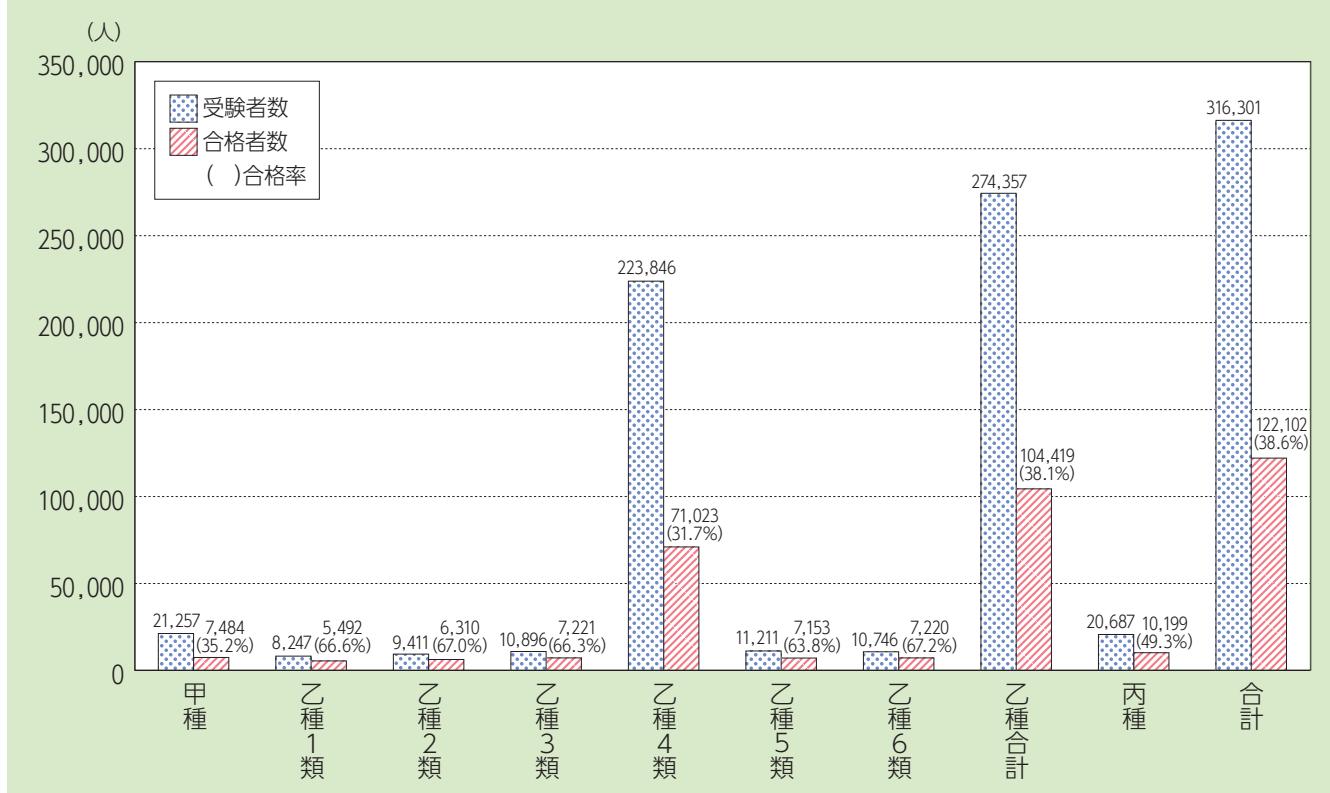
### イ 保安講習

危険物施設において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者は、原則として3年に1度、都道府県知事等が行う危険物の取扱作業の保安に関する講習（以下、本節において「保安講習」という。）を受けなければならないこととされている。

令和6年度中の保安講習は、全国で1,479回（対前年度比62回減）実施され、18万4,998人（同3,794人増）が受講している（**資料1-2-13**）。

**第1-2-2図 危険物取扱者試験実施状況**

（令和6年度）



（備考）「危険物取扱者・消防設備士試験・免状統計表」((一財)消防試験研究センター)により作成

### (3) 事業所における保安体制

事業所における保安体制の整備を図るため、一定数量以上の危険物を貯蔵し、又は取り扱う危険物施設の所有者等には、危険物保安監督者の選任、危険物施設保安員の選定、予防規程の作成が義務付けられている。また、同一事業所において一定の危険物施設を所有等し、かつ、一定数量以上の危険物を貯蔵し、又は取り扱う者には、自衛消防組織の設置、危険物保安統括管理者の選任が義務付けられている。

### (4) 保安検査

一定の規模以上の屋外タンク貯蔵所及び移送取扱所の所有者等は、その規模等に応じた一定の時期ごとに、市町村長等が行う危険物施設の保安に関する検査（保安検査）を受けることが義務付けられている。

### (5) 立入検査及び措置命令

市町村長等は、危険物の貯蔵又は取扱いに伴う火災防止のため必要があると認めるときは、危険物施設等に対して施設の位置、構造及び設備並びに危険物の貯蔵又は取扱いが消防法で定められた基準に適合しているかについて立入検査を行うことができる。

立入検査を行った結果、消防法に違反していると認められる場合、市町村長等は、危険物施設等の所有者等に対して、貯蔵又は取扱いに関する遵守命令、施設の位置、構造及び設備の基準に関する措置命令等を発することができる（資料1-2-14）。

## 2 石油パイプラインの保安

### (1) 石油パイプライン事業の保安規制

一般の需要に応じて石油の輸送事業を行うものについては、石油パイプライン事業法（昭和47年法律第105号）により、事業の許可や工事計画の認可、保安検査等が行われ、その安全性を確保している。

石油パイプライン事業法の適用を受けている施設は、現在、成田国際空港への航空燃料輸送用パイプラインだけである。

### (2) 石油パイプラインの保安の確保

石油パイプライン事業法に基づく成田国際空港への航空燃料輸送用パイプラインについては、定期的に保安検査等を実施するとともに、事業者に対しては、保安規程を遵守し、法令に定める技術上の基準

に従って維持管理、点検等を行わせ、その安全の確保に万全を期することとしている。

## 危険物行政の課題

### 1 官民一体となった事故防止対策の推進

危険物施設における火災事故及び流出事故の件数は、平成6年（1994年）以降増加傾向である（第1-2-1図）。

危険物施設における事故を防止するためには、危険物施設の経年劣化をはじめとする事故要因への対策を適切に講じる必要がある。

このような状況を踏まえ、関係業界や消防機関等により構成される「危険物等事故防止対策情報連絡会」において、平成28年3月、事故防止対策をより効果的なものとするため、「危険物等に係る重大事故の発生を防止すること」が目標として定められ、この目標に向けた関係業界や消防機関等の取組を取りまとめた「危険物等事故防止対策実施要領」が毎年度策定されている。

今後も、事故に係る調査分析結果等の情報共有や、各地域における取組の推進など、関係機関が一体となって事故防止対策を推進していく必要がある。

### 2 科学技術及び産業経済の進展等を踏えた安全対策の推進

科学技術及び産業経済の進展等に伴い、危険物行政を取り巻く環境は常に変化しており、新たな危険性物質の出現、危険物の流通形態の変化、危険物施設の多様化・複雑化、設備・機器の高経年化等への対応が求められている。

消防法上の危険物に指定されていないが、火災危険性を有するおそれのある物質への対応を図るために、消防庁では検討会を毎年開催しており、新たな化学物質等について広く調査を行うとともに、火災危険性を有するおそれのある物質を抽出して性状確認等を行っている。今後も新たな化学物質等の火災危険性について早期把握に努める必要がある。

また、近年、危険物施設は高経年化が進み、腐食・劣化等を原因とする事故件数が増加しており、AIやIoT等の最新技術を活用した効果的な予防保全の実現などが期待されていることから、これらの活

用について柔軟な対応ができるよう調査検討を行っている。

### ③ 大規模自然災害への対応

大規模な自然災害により、危険物施設において火災・流出事故が発生した場合には、周辺住民の安全や産業、環境に対して多大な影響を及ぼすおそれがある。

消防庁では、風水害対策について、平成30年の7月豪雨や台風21号等による教訓を踏まえ、危険物施設の形態別による対策上のポイントやチェックリスト等を取りまとめた「危険物施設の風水害対策ガイドライン」（令和2年3月総務省消防庁。令和3年3月一部改訂）を策定し、全国の都道府県及び市町村へ通知している。

また、地震対策について、平成23年3月に発生した東日本大震災における教訓を踏まえ、危険物施設における津波被害の防止・軽減策を予防規程に追加するとともに、危険物施設の震災等対策のポイントや留意点をまとめた「危険物施設の震災等対策ガイドライン」（平成26年3月総務省消防庁）を策定し、全国の都道府県及び市町村へ通知している。

災害時の応急対策や復旧の段階において、ガソリン等の燃料の緊急的な供給など、消防法令の弾力的な運用が求められている。

消防庁では、危険物施設以外の場所でドラム缶から手動ポンプを用いた給油等を行うなど、一時的な危険物の取扱いを行う場合の安全対策や手続き等を取りまとめた「震災時等における危険物の仮貯蔵・仮取扱い等の安全対策及び手続きに係るガイドライン」（平成25年10月総務省消防庁）を策定し、全国の都道府県及び市町村へ通知している。

## 第3節 石油コンビナート災害対策

### 石油コンビナート災害の現況と最近の動向

#### 1 事故件数と被害

令和6年中に石油コンビナート等特別防災区域（以下、本節において「特別防災区域」という。）の特定事業所<sup>\*1</sup>で発生した事故件数は443件で、地震以外の事故（以下、本節において「一般事故」という。）は417件、地震及び津波による事故（以下、本節において「地震事故」という。）は26件となっている。

一般事故の発生件数の推移をみると、増加傾向にあり、令和6年中の事故は、過去最も多い417件（対前年比22件増）となっている（第1-3-1図）。

令和6年中、一般事故で死傷者の発生した事故は33件（同12件増）で、死傷者の内訳は、死者2人

（同増減なし）、負傷者72人（同47人増）となっている。地震事故による死傷者は発生していない（資料1-3-1）。

#### 2 事故の特徴

##### （1）事故種別ごとの一般事故件数

事故種別ごとの一般事故件数は、火災138件（対前年比18件増）、爆発2件（同2件減）、漏えい270件（同4件増）、その他7件（同2件増）である（資料1-3-2）。

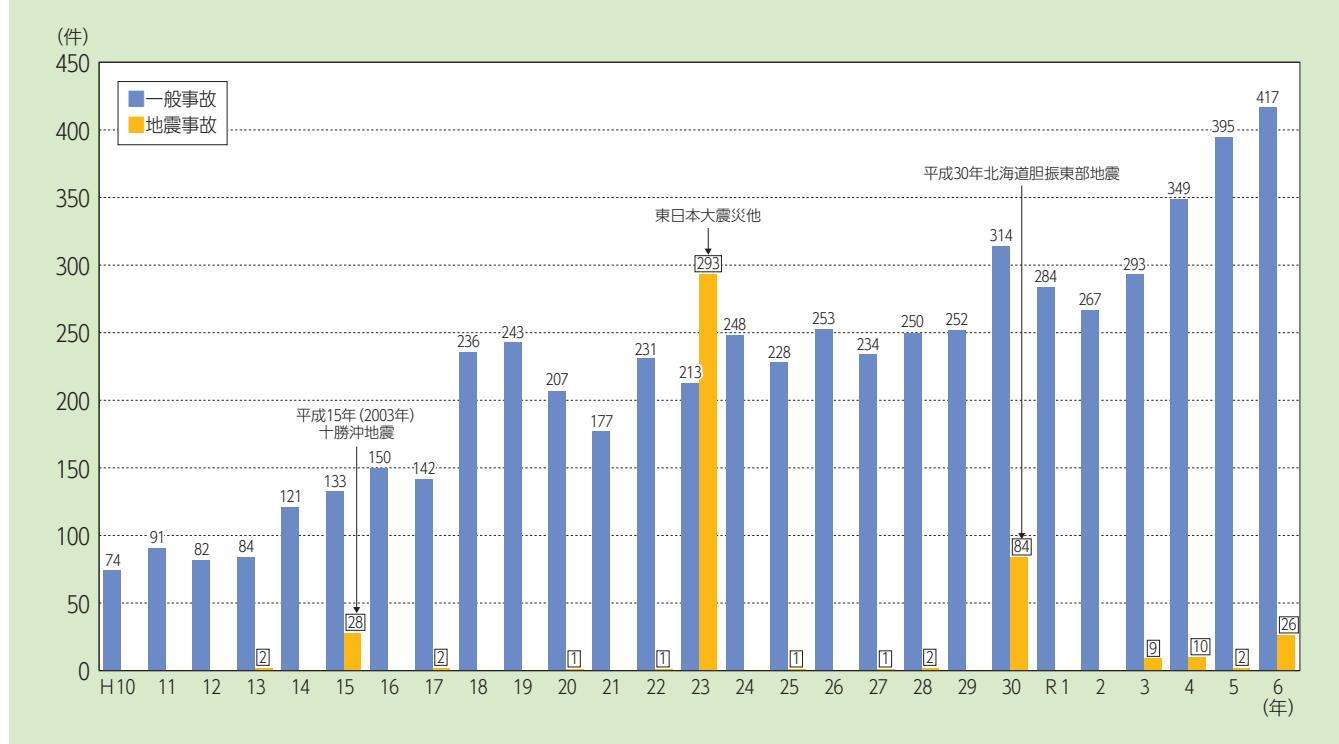
##### （2）原因別の一般事故件数

原因別の一般事故件数は、人的要因によるものが160件（対前年比41件増）、物的要因によるものが233件（同13件減）、その他の要因によるものが24件（同6件減）である。

その内訳として主な原因では、腐食疲労等劣化

第1-3-1図 石油コンビナート事故発生件数の推移

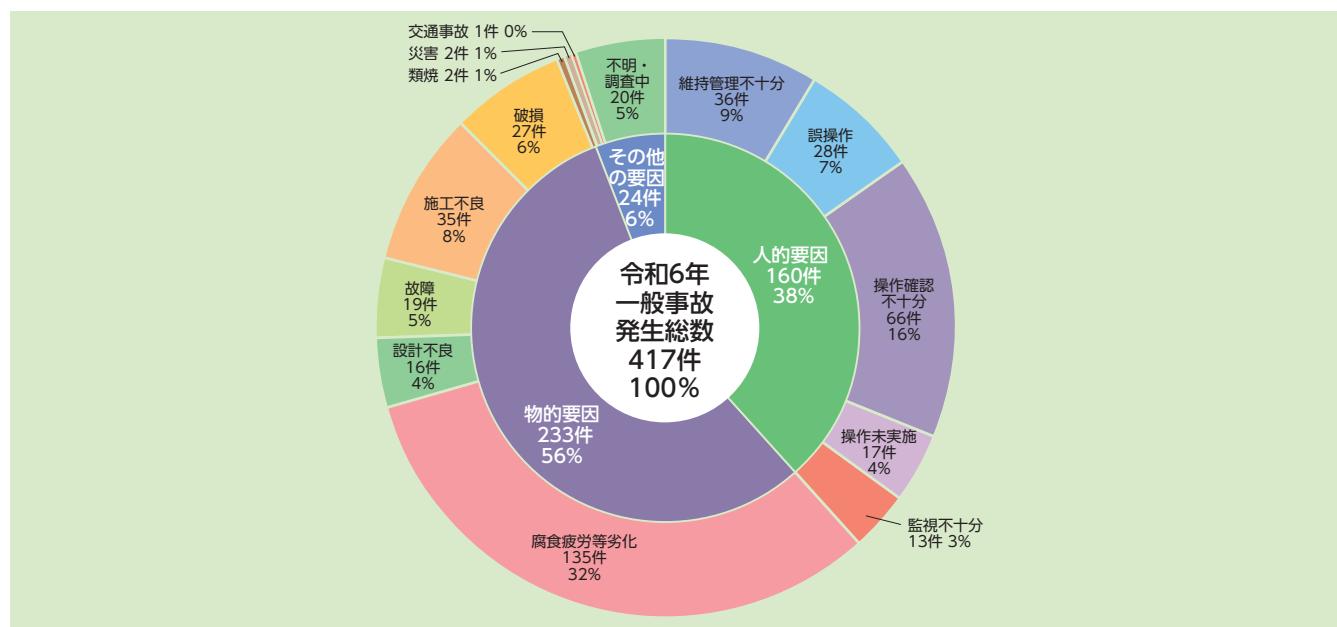
（各年中）



\* 1 特定事業所：第1種事業所（石油の貯蔵・取扱量が1万㎘以上又は高圧ガスの処理量が200万m³以上等である事業所）及び第2種事業所（石油の貯蔵・取扱量が1千㎘以上又は高圧ガスの処理量が20万m³以上等である事業所）

## 第1-3-2図 原因別的一般事故件数

(令和6年中)



(備考) 小数点第一位を四捨五入のため、合計が一致しない場合がある。

135件（同10件減）、操作確認不十分66件（同23件増）、維持管理不十分36件（同9件増）、施工不良35件（同6件減）となっている（第1-3-2図）。

## (3) 特定事業所種別的一般事故件数

特定事業所種別的一般事故件数は、第1種事業所が340件（うちレイアウト事業所<sup>\*2</sup>303件）で、全体の81.5%を占めている（資料1-3-3）。

## (4) 特定事業所業態別的一般事故件数

特定事業所業態別的一般事故件数は、石油製品・石炭製品製造業関係が180件（対前年比4件増）、化学工業関係が128件（同7件増）、鉄鋼業関係が47件（同12件増）、倉庫業関係が19件（同7件増）である（資料1-3-4）。

法律（昭和45年法律第136号）等による各種規制に加えて、各施設地区の配置、防災資機材等について定めた石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号）による規制により、総合的な防災体制が確立されている。

## 1 特別防災区域の現況

令和7年4月1日現在、石油コンビナート等災害防止法に基づき、32都道府県96市町村において、一定量以上の石油又は高圧ガスを大量に集積している76地区が特別防災区域に指定されている（第1-3-3図）。これら特別防災区域を85消防本部が所管している。

石油コンビナート等災害防止法の規制を受ける特定事業所は632事業所であり、そのうち第1種事業所が309事業所（レイアウト事業所141事業所を含む。）、第2種事業所が323事業所である。

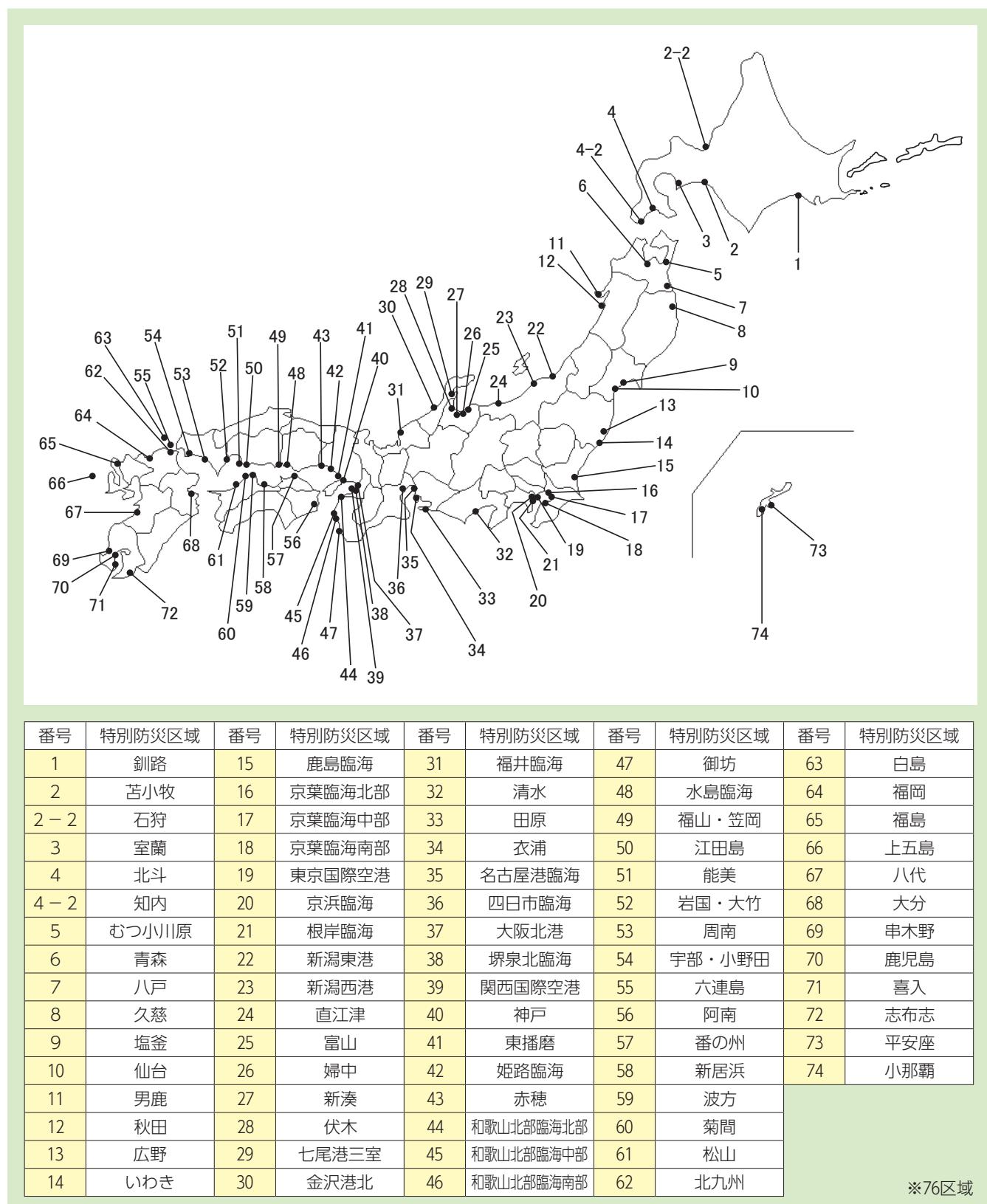
## 石油コンビナート災害対策の現況

石油、高圧ガスを大量に集積している特別防災区域では、災害の発生及び拡大を防止するため、消防法（昭和23年法律第186号）、高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する

\* 2 レイアウト事業所：第1種事業所のうち、石油と高圧ガスの両方を取り扱う事業所。当該事業所の敷地を用途に応じて製造施設地区、貯蔵施設地区等6つの地区に区分すること等のレイアウト規制（本節「石油コンビナート災害対策の現況 4. 事業所のレイアウト規制」参照）の対象となる。

## 第1-3-3図 石油コンビナート等特別防災区域の指定状況

(令和7年4月1日現在)



## 2 都道府県・消防機関における防災体制

### (1) 防災体制の確立

特別防災区域が所在する都道府県では、石油コンビナート等災害防止法に基づき、石油コンビナート等防災本部（以下、本節において「防災本部」という。）を中心として、総合的かつ計画的に防災体制を確立している。

防災本部は、石油コンビナート等防災計画（以下、本節において「防災計画」という。）の作成、災害時における関係機関の連絡調整、防災に関する調査研究の推進等の業務を行っている。

### (2) 災害発生時の応急対応

特別防災区域で災害が発生した場合、その応急対応は、防災計画の定めるところにより、防災本部を中心として、都道府県、市町村、関係機関、特定事業者（特別防災区域に所在する特定事業所を設置している者）等が一体となって行われる。

その際、消防機関は、防御活動の実施、自衛防災組織等の活動に対する指示を行う等の重要な役割を担っている。

### (3) 特別防災区域所在市町村等の消防力の整備

令和7年4月1日現在、特別防災区域所在市町村の消防機関には、大型化学消防車63台、大型高所放水車46台、泡原液搬送車79台、大型化学高所放水車33台、3%泡消火薬剤3,125kℓ、6%泡消火薬剤216kℓ、消防艇32隻等が整備されているほか、特別防災区域所在都道府県には、泡原液貯蔵設備17基、可搬式泡放水砲1基等が整備されている。

消防庁は、緊急消防援助隊に特殊災害対応に特化した「エネルギー・産業基盤災害即応部隊（ドラゴンハイパー・コマンドユニット）」の12地域への配備や消防ロボット（スクラムフォース）の配備などにより、特別防災区域所在市町村等の消防力の整備を支援している。

## 3 特定事業所における防災体制

### (1) 自衛防災組織等の設置

石油コンビナート等災害防止法では、特定事業者に対し、自衛防災組織の設置、防災資機材等の整備、防災管理者の選任、防災規程の策定等を義務付けている。また、共同防災組織<sup>\*3</sup>、広域共同防災組織<sup>\*4</sup>及び石油コンビナート等特別防災区域協議会<sup>\*5</sup>（以下、本節において「区域協議会」という。）の設置について規定している。

令和7年4月1日現在、全ての特定事業所（632事業所）に自衛防災組織が置かれ、66の共同防災組織、11の広域共同防災組織及び55の区域協議会が設置されている。これらの自衛防災組織、共同防災組織及び広域共同防災組織には防災要員が配置され、大型化学消防車72台、大型高所放水車31台、泡原液搬送車120台、大型化学高所放水車116台、大容量泡放水砲24基、油回収船20隻等が整備されている（資料1-3-5）。

### (2) 大容量泡放射システムの配備

大容量泡放射システムは、浮き屋根式屋外貯蔵タンクの全面火災に対応するため、毎分1万ℓ以上の放水能力を有する大容量泡放水砲、送水ポンプ、泡混合装置、ホース等で構成され、大容量泡放水砲1基当たり、従来の3点セット（大型化学消防車、大型高所放水車及び泡原液搬送車）の最大10倍程度の



大容量泡放射システム

\* 3 共同防災組織：一の特別防災区域に所在する特定事業所に係る特定事業者が、共同して自衛防災組織の業務の一部を行うために設置する防災組織

\* 4 広域共同防災組織：二以上の特別防災区域にわたる区域に所在する特定事業所に係る特定事業者が、共同して大容量泡放水砲等を用いて行う防災活動に関する業務を行うために設置する広域的な共同防災組織

\* 5 石油コンビナート等特別防災区域協議会：一の特別防災区域に所在する特定事業所に係る特定事業者が、共同して災害発生防止等に関する自主基準の作成や共同防災訓練等を実施すること目的に設置する協議会

泡放射を行うことができるものである。

現在、毎分1万ℓから4万ℓの放水能力を有する大容量泡放射システムが、全国で12の広域共同防災組織等に配備されている。

### (3) 自衛防災体制の充実

消防庁では、「自衛防災組織等の防災要員のための標準的な教育テキスト」として、防災要員の教育訓練において、視覚的に分かりやすいテキストを作成し、災害発生時の初動対応、公設消防との連携等、防災要員として必要な知識や技術を身につけるに当たり、新任者だけでなく経験者へも活用できる研修モデルを提案し、防災体制の強化を図っている。

## 4 事業所のレイアウト規制

### (1) レイアウト規制

石油コンビナート等災害防止法では、レイアウト事業所について、敷地内の施設地区の配置や通路の確保等に関する一定の基準を設け、事業所の新設又は施設地区等の配置の変更を行う場合には、計画の届出を義務付けるとともに、その完了後には当該計画に適合しているかどうかについて確認を受けなければならないと規定している。

### (2) 新設等届出等の状況

令和6年度におけるレイアウト事業所の新設及び変更届出件数は9件（対前年度比1件増）であり、確認件数は11件（同4件増）となっている（資料1-3-6）。

## 5 その他の災害対策

### (1) 災害応急体制の整備

特定事業者は、異常現象<sup>\*6</sup>が発生した場合には消防署又は市町村長の指定する場所へ直ちに通報するとともに、自衛防災組織、共同防災組織及び広域共同防災組織に災害の発生又は拡大の防止のために必要な措置を行わせることが石油コンビナート等災害防止法において義務付けられている。

### (2) 防災緩衝緑地等の整備

特別防災区域における災害がその周辺の地域に及ぶことを防止するために、地方公共団体が特別防災

区域の周辺に整備する防災緩衝緑地等については、設置計画の作成、事業者負担金、財政上の特別措置等に関して、石油コンビナート等災害防止法に規定が設けられている。

## 6 最近の石油コンビナート等における災害対策

### (1) 石油コンビナート等における災害防止対策検討関係省庁連絡会議

石油コンビナート保安の所管省庁である消防庁、厚生労働省及び経済産業省で定期的に連絡会議（石油コンビナート等災害防止3省連絡会議）を開催している。

当該会議は、事故に関する情報交換、政策動向の共有、事業者の災害防止に向けた取組の推進、災害発生時の連携した対応などを目的としており、石油コンビナートにおける災害防止に向けて省庁の垣根を越えて連携し、事故防止への取組を進めるとともに、インターネット上で事故情報等を発信している。（石油コンビナート等災害防止3省連絡会議3省共同運営サイト：[https://www.fdma.go.jp/relocation/neuter/topics/fieldList4\\_16.html](https://www.fdma.go.jp/relocation/neuter/topics/fieldList4_16.html)）

### (2) 石油コンビナートの地震・津波対策

南海トラフ地震や首都直下地震による被害の発生が危惧されることから、東日本大震災の被害の状況を踏まえ、「石油コンビナートの防災アセスメント指針」（平成6年3月総務省消防庁）、「自衛防災組織等の防災活動の手引き」の改訂を行うなど、石油コンビナートにおける防災体制の充実強化を図っている。

### (3) 石油コンビナート等における自衛防災組織の技能コンテスト

消防庁では、特定事業所における自衛防災組織等の防災要員の技能及び士気の向上を図ることを目的とした「石油コンビナート等における自衛防災組織の技能コンテスト」を開催している。

当該コンテストは、11月5日の「津波防災の日」の前後に、大規模タンク火災への泡放射を想定した訓練をいかに安全・確実・迅速に行うかを競うもので、優秀な成績を収めた自衛防災組織等に総務大臣

\* 6 異常現象：特定事業所における出火、爆発、石油等の漏えいその他の異常な現象

表彰及び消防庁長官表彰を授与している。



#### (4) 石油コンビナート等防災体制検討会の開催

消防庁では、特別防災区域における防災体制を強化するため、「石油コンビナート等防災体制検討会」を開催している。

石油コンビナートにおける事故件数が近年増加傾向にあることから、令和5年度から令和6年度にかけては、事故データの分析と効果的な対策を調査し、事故を防止する方策と被害を軽減する方策の検討を行った。特定事業者が活用できる資料として、

事故を防止する方策について「石油コンビナートにおける事故分析を踏まえた事故防止の手引き」を新たに作成し、また、被害を軽減する方策について「自衛防災組織等の防災活動の手引き」及び「自衛防災組織等の防災要員のための標準的な教育テキスト」を改訂している。

## 石油コンビナート災害対策の課題

### 1 特定事業所における防災体制の充実強化

特定事業所における火災、漏えい等の事故の中で、過去には大規模な爆発、火災の延焼等により、当該事業所の敷地外、さらには特別防災区域外にまで影響が及ぶ事案や、収束まで期間を要する事案が発生している。

近年、南海トラフ地震や首都直下地震の発生が危惧されていることから、今後も引き続き特定事業所における事故防止体制と災害応急体制の充実強化に取り組む必要がある。

また、異常現象の通報については、通報までに時間をしている事案がいまだ多く見られることから、通報の迅速化について特定事業所に助言又は指導を行う必要がある。

### 2 大容量泡放射システムの効果的な活用

大容量泡放射システムの取扱いには高い専門性が必要とされる。また、遠距離の搬送に時間を要することから、本システムを災害時に効果的に活用するには、広域共同防災組織等における防災訓練、特定事業者と都道府県を中心とした関係防災機関等が一体となった防災訓練を実施し、大規模火災に備える必要がある。

## 第4節 林野火災対策

### 林野火災の現況と最近の動向

令和6年中の林野火災の出火件数は831件（対前年比468件減）、焼損面積は1,073ha（同230ha増）、死者数は8人（対前年比同数）、損害額は7億3,653万円（同6億1,134万円増）となっている（[資料1-1-44](#)）。

林野火災の出火件数を月別にみると、4月に最も多く発生しており、次いで1月、5月と、降水量が少なく空気が乾燥し強風が吹く時期に多くなっている（[第1-1-18図](#)）。この原因としては、この時期に火入れが行われることや、山菜採りやハイキング等で入山者が増加することによる火の不始末等が考えられる。

規模の大きな林野火災事例としては、令和6年においては、1月に広島県江田島市で発生し243haを焼損した火災、4月に岩手県宮古市で発生し187haを焼損した火災、5月に山形県南陽市で発生し122haを焼損した火災等がある。

また、令和7年<sup>\*1</sup>においては、2月に岩手県大船渡市で発生し約3,370haを焼損した火災、3月に岡山県岡山市で発生し486haを焼損した火災、愛媛県今治市で発生し481.6haを焼損した火災等がある。



令和7年2月岩手県大船渡市で発生した林野火災  
(岩手県防災航空隊提供)

### 林野火災対策の現況と課題

#### ① 林野火災の出火防止対策

林野火災の出火原因は、例年、たき火、火入れ、放火（放火の疑いを含む。）等人的要因によるものが大半を占めており、また、林野火災の消火には多くの困難を伴うことから、林野火災対策は、特に出火防止の徹底が重要となっている。

##### （1）林野火災に対する警戒の強化

消防庁では、「林野火災に対する警戒の強化について」（令和7年1月8日消防特第1号）を発出し、次の事項に重点を置いて出火防止対策を推進している。

- [1] ハイカー等の入山者及び地域住民等に対し、新聞、テレビ、ラジオ、広報誌、ホームページ等を通じ、たき火の火の始末の徹底、たばこの投げ捨て、火遊びの禁止等について広報すること。
- [2] 火入れの実施者及び作業者に対し、火気取扱いに関する届出等の市町村条例の遵守、初期消火の準備、気象状況等を踏まえた火入れの実施等について指導すること。
- [3] 林業関係者に対し、日頃からの森林保全管理等の林野火災予防を適切に図るよう注意喚起するとともに、林内作業者に対し、火気管理の徹底について指導すること。

また、毎年、林野庁と共同で、春季全国火災予防運動期間の3月1日から7日までを全国山火事予防運動（詳細は第4章防火防災意識の高揚1.（3）を参照）の統一実施期間としており、令和7年においても統一標語を定め、ポスター、インターネット等の各種広報媒体を用いた広報活動や消火訓練等を通じた山火事予防を呼び掛けている。

\* 1 令和7年については速報値であり、今後、変更の可能性がある。

さらに、平成30年から林野火災の優良な予防対策の事例や実災害から得られた知見等を広めることを目的に、都道府県林野関係部局や消防本部等を対象とした「林野火災対策説明会」を開催している。



## (2) 林野火災注意報・林野火災警報の創設・的確な発令

消防庁では、令和7年2月26日に発生した大船渡市林野火災を受けて、林野庁と共同して開催した「大船渡市林野火災を踏まえた消防防災対策のあり方に関する検討会」（以下、本節において「検討会」という。）の報告書を踏まえて火災予防条例（例）（昭和36年11月22日自消甲予発第73号）を改正することにより、林野火災予防の実効性を高めることを目的とした林野火災注意報、林野火災警報及びたき火の届出の位置づけを行った。

市町村においては、これらを火災予防条例に位置づけるとともに、検討会報告書でも言及された林野火災注意報・林野火災警報の的確な発令、たき火の届出及び森林法に基づく火入れの許可制度を通じた消防機関による把握・防火指導、広報・啓発や警戒の実施等を確実に実施していくことにより、林野火災を予防していくことが求められる。

## 2 林野火災発生時の対応

林野火災は、ひとたび発生すると、貴重な森林資源を大量に焼失するばかりでなく、家屋等に被害が及び、市町村境、都府県境を越えて拡大することもあるため、覚察後速やかな消火対応が重要となっている。

### (1) 林野火災の消火活動のあり方

消防庁では、検討会報告書の内容を踏まえて、林野火災の予防及び消火活動に関する通知について、消火活動に関しては主に以下の事項を新たに盛り込む改正を行った（「林野火災の予防及び消火活動について（通知）」の改正について（令和7年8月29日消防第130号、消防広第299号、消防予第376号、消防特第157号））。

- ・長期ローテーションでの消火活動のための交代要員を考慮した速やかな消防力の判断
- ・都道府県内応援部隊の調整を行う消防本部を有する市町村長による火災状況の把握、消防の応援に関する助言・調整を行うなどの積極的な支援
- ・林野火災に係る応援要請基準の各消防本部の受援計画での明確化
- ・平時からの消防機関、都道府県及び自衛隊による災害時の円滑な要請と活動のための関係強化
- ・具体的な災害現場に即した隊員の安全管理の徹底及び早期の長期ローテーションの確立による隊員の活動時間の組織的管理
- ・消防防災ヘリコプターと自衛隊ヘリコプターとの間での活動区域と役割分担の適切な実施
- ・地元を熟知した地元消防本部及び消防団と都道府県内応援部隊や緊急消防援助隊との密な情報共有、連携強化
- ・残火処理などの散水場所が限定された場面における消火薬剤の活用

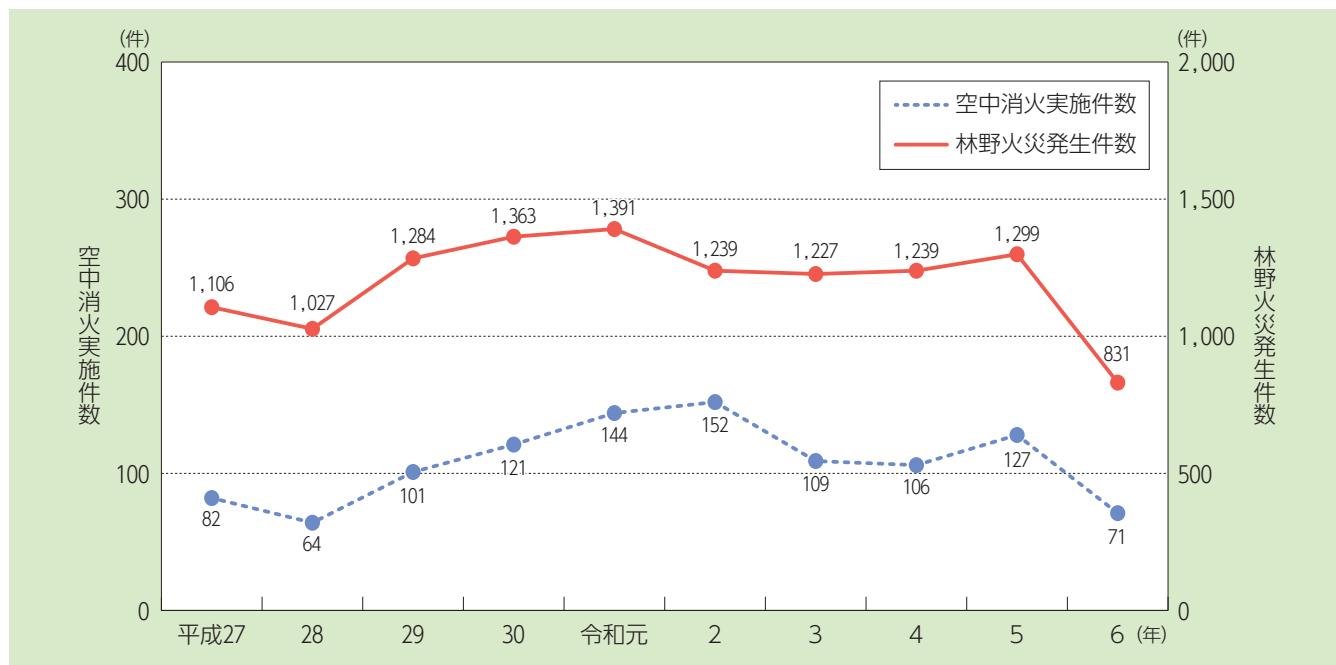
市町村では、これらの内容も踏まえ、林野火災の消火活動において早期消火・延焼拡大防止の観点から、迅速な応急対応や資源の集中的投入等が求められる。

### (2) 空中消火の実施状況

林野火災発生時におけるヘリコプターによる情報収集と空中消火は、広域応援や地上の消火活動との連携による迅速かつ効果的な消火活動を実施するために欠かせない消防戦術であり、道県や消防機関が

## 第1-4-1図 空中消火の実施状況

(各年中)



(備考) 「特殊災害対策の現況」により作成

保有する消防防災ヘリコプターや都道府県知事からの要請を受けて派遣される自衛隊ヘリコプターにより実施されている。過去10年間の空中消火の実施状況は、第1-4-1図のとおりである。

## (3) 空中消火に係る広域応援・体制の整備

消防庁では、都道府県及び消防機関に対し、以下のとおり空中消火を積極的に活用するよう要請している。

- 〔1〕 市町村長は、林野火災を覚知した場合、当該都道府県内の消防防災航空隊へ速やかに第一報を入れ、当該航空隊が出動に備えた消火資機材の装着や準備を早期に行えるようにすること。
- 〔2〕 市町村長は、延焼拡大の危険性、陸上消防部隊の燃焼地点への接近の困難性、人命や家屋への被害拡大の危険性等から、ヘリコプターによる空中消火活動が必要と判断した場合は、当該都道府県内の消防防災ヘリコプターの出動要請を速やかに行うとともに、火災規模等に応じて、消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条に基づく消防相互応援協定による出動要請、さらに、同法第44条に基づく大規模特殊災害時における広域航空消防応援によるヘリコプターの出動要請を都道府県知事に求めること。
- 〔3〕 都道府県知事は、消防防災ヘリコプターだけでは消火が困難と判断し、又は困難と見込まれ

る場合には、時機を逸することなく、自衛隊ヘリコプターの派遣要請を行う等、速やかに災害拡大防止策を講ずること。市町村長は、都道府県知事による当該要請が行えるよう、災害の状況を踏まえ、都道府県知事に対して、迅速的確に要請の求めを行うこと。また、自衛隊が正式な派遣要請を受理した後、速やかに消火活動を実施できるよう、林野火災を覚知した時点から適宜情報提供を行う等、自衛隊と緊密な連携を図ること。

## (4) 林野火災用消防施設等の整備

消防庁では、林野火災による被害を軽減するため、林野火災用消防施設等（防火水槽（林野分）及び救助活動等拠点施設等（林野火災用活動拠点広場））の整備を促進し、消防防災施設整備費補助金交付要綱の定めるところにより、経費の一部について助成を行っている。

## ③ その他の対策

消防庁では、昭和45年度（1970年度）から林野庁と共に林野火災特別地域対策事業を推進している（昭和45年6月16日45林野保第215号・消防防第344号）。この事業は、林野占有面積が広く林野火災の危険度が高い地域等において、関係市町村が共同で林野火災特別地域対策事業計画を策定し、

- 〔1〕 防火思想の普及宣伝、巡視・監視等による林野火災の予防
- 〔2〕 火災予防の見地からの林野管理
- 〔3〕 消防施設等の整備
- 〔4〕 火災防御訓練等

を総合的に行うものであり、令和7年4月1日現在、238地域（38都道府県、509市町村）において実施されている。

## 第5節 風水害対策

### 風水害の現況と最近の動向

#### 1 令和6年中の主な風水害

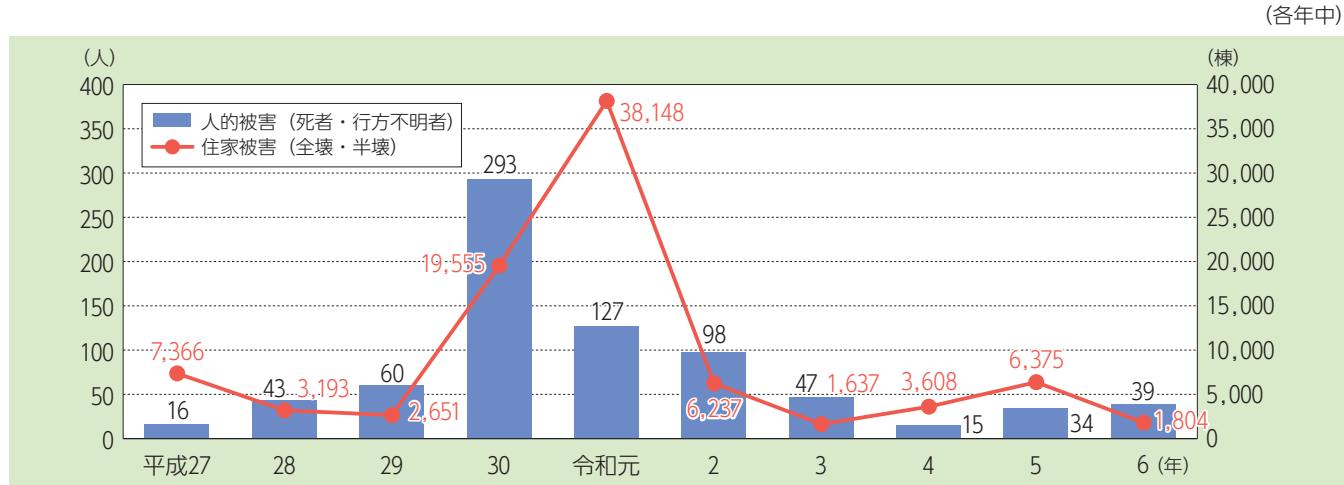
令和6年中の風水害による人的被害は、死者38人、行方不明者1人、重傷者18人及び軽傷者225人

人、住家被害は、全壊133棟、半壊1,671棟及び一部破損3,492棟となっている（第1-5-1図）。

また、令和6年中に発生した台風の数は26個であり、このうち日本列島に上陸した台風は2個であった。

なお、令和6年中の主な風水害による被害状況等については、第1-5-1表のとおりである。

第1-5-1図 風水害による過去10年間の被害状況の推移



(備考) 「災害年報」により作成

第1-5-1表 令和6年中の主な風水害による被害状況等

(令和7年4月1日現在)

番号	災害名	主な被災地 (特別警報が発表された都道府県)	人的被害(人)			住家被害(棟)					消防庁の対応	
			死者	うち災害関連死者	行方不明者	負傷者	全壊	半壊	一部破損	床上浸水	床下浸水	
1	令和6年5月27日からの大雨 (5/27~28頃)	関東甲信、東海、四国	2			2		1	5	3	25	・災害対策室設置(第1次応急体制) ・警戒情報発出
2	令和6年6月17日からの大雨 (6/17~19頃)	東海、四国、沖縄						1	6	88	64	・災害対策室設置(第1次応急体制) ・警戒情報発出
3	令和6年6月21日からの大雨 (6/21~24頃)	中国							6		9	・災害対策室設置(第1次応急体制) ・警戒情報発出
4	令和6年7月10日からの大雨 (7/9~16頃)	中国、四国	3			2	3	52	27	53	184	・災害対策室設置(第1次応急体制) ・警戒情報発出
5	令和6年7月25日からの大雨 (7/24~27頃)	東北 (大雨特別警報:山形)	5			5	24	576	22	95	1,278	・災害対策本部設置(第3次応急体制) ・警戒情報発出
6	令和6年台風第5号 (8/10~14頃)	東北						1	1	1	11	・災害対策室設置(第1次応急体制) ・警戒情報発出
7	令和6年台風第7号 (8/15~17頃)	関東				5			8		1	・災害対策室設置(第1次応急体制) ・警戒情報発出
8	令和6年台風第10号 (8/26~9/3頃)	東海、四国、九州 (暴風特別警報:鹿児島) (波浪特別警報:鹿児島) (高潮特別警報:鹿児島)	8			131	19	234	2,789	249	2,553	・災害対策本部設置(第3次応急体制) ・警戒情報発出
9	令和6年9月20日からの大雨 (9/20~23頃)	北陸 (大雨特別警報:石川)	17			47	82	653	141	88	1,104	・災害対策本部設置(第3次応急体制) ・警戒情報発出
10	令和6年11月1日からの大雨 (11/1~11/6頃)	関東、中部、中国 四国、九州			1	3		8	4	152	534	・災害対策室設置(第1次応急体制) ・警戒情報発出
11	令和6年11月9日からの大雨 (11/9~11/12頃)	鹿児島、沖縄						11	1	80	38	・災害対策本部設置(第2次応急体制) ・警戒情報発出

(備考) 「災害年報」により作成

## 第1-5-2表 令和7年1月から10月までの主な風水害による被害状況等

(令和7年11月14日現在)

番号	災害名	主な被災地 (特別警報が発表された都道府県)	人的被害(人)			住家被害(棟)					消防庁の対応	
			死者	うち 災害関連死者	行方不明者	負傷者	全壊	半壊	一部破損	床上浸水	床下浸水	
1	令和7年7月10日からの大雨 (7/10~14頃)	関東甲信				2			4	121	28	・災害対策室設置(第1次応急体制) ・警戒情報発出
2	令和7年7月14日からの大雨 (7/14~22頃)	東海				2	1	3	24	6	49	・災害対策室設置(第1次応急体制) ・警戒情報発出
3	令和7年台風第9号 (7/31~8/4頃)	—										・災害対策室設置(第1次応急体制) ・警戒情報発出
4	令和7年8月6日からの大雨 (8/6~21頃)	北陸、九州 (大雨特別警報:熊本、鹿児島)	8		1	40	39	2,698	5,756	1,168	1,712	・災害対策本部設置(第2次応急体制) ・警戒情報発出
5	令和7年台風第12号 (8/21~25頃)	九州	1			5		68	10	113	95	・災害対策室設置(第1次応急体制) ・警戒情報発出
6	令和7年9月3日からの大雨 (9/3~22頃)	関東甲信、東海	2			95	77	360	1,914	1,627	1,565	・災害対策室設置(第1次応急体制) ・警戒情報発出
7	令和7年台風第22号及び台風 第23号 (10/8~10/23頃)	伊豆諸島 (暴風特別警報:東京) (波浪特別警報:東京) (大雨特別警報:東京)					9	33				・災害対策本部設置(第2次応急体制) ・警戒情報発出

(備考) 「消防庁とりまとめ報」により作成

## 2 令和7年1月から10月までの主な風水害

令和7年1月から10月までの主な風水害による被害状況等については、**第1-5-2表**のとおりである。

## 風水害対策の現況と課題

### 1 避難情報の適時適切な発令

避難情報に関し、令和3年5月に災害対策基本法(昭和36年法律第223号)が改正され、避難勧告及び避難指示が「避難指示」に一本化されるなど、避難情報の在り方が包括的に見直された。

また、これに伴い各市町村が避難情報の発令基準や伝達方法、防災体制等を検討するに当たって、参考とすべき事項を示した「避難情報に関するガイドライン」(令和3年5月内閣府)が改定された。

市町村においては、同法や内閣府の避難情報に関するガイドラインを踏まえ、避難情報の適切な発令基準の策定、運用が求められる。

消防庁では、「市町村のための水害対応の手引き」が、内閣府において令和7年5月に改訂されたことから、同月に内閣府とともに通知を発出し、避難情報の適切な発令基準の策定、運用等を内容とする同手引きの周知を図った。

また、消防庁では、避難情報の発令を行う市町村長が、リーダーシップを十分發揮し、的確な災害対応を行うことができるよう、「市町村長の災害対応

力強化のための研修」を実施している。当該研修は、市町村長と講師が1対1となり、災害の警戒段階から発災後に至る重要な局面ごとに講師が市町村長へ災害に関連して想定される状況を付与し、的確かつ迅速な判断・指示を求める実践的なシミュレーションを行うものとなっており、これまで1,100名以上の市町村長が参加している。

今後も、避難情報の適時適切な発令に関する取組を行っていく。

### 2 避難行動要支援者に係る避難の実効性の確保

市町村においては、障害者や高齢者等の避難行動要支援者の避難の実効性を確保するため、災害対策基本法に基づき、避難行動要支援者名簿を作成すること及び個別避難計画の作成に努められている。

名簿作成等に当たって留意すべき事項を示した「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」(平成25年8月内閣府、令和3年5月改定)等を踏まえ、市町村において避難行動要支援者に係る避難の実効性の確保に向けた取組が進められているところである。

消防庁では内閣府と連携して避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等に係る取組状況の調査を行い、実態を把握するとともに、先進的な取組事例を共有するなど、引き続き市町村の取組を支援していく。

### (1) 避難行動要支援者名簿の作成及び更新等

災害対策基本法では、要配慮者のうち自ら避難をすることが困難であり、特に支援を要する避難行動要支援者について名簿を作成することが市町村の義務とされている。内閣府とともに実施した調査結果によると、すべての市町村で避難行動要支援者名簿が作成されている。

名簿の作成後も避難行動要支援者の心身の状況や生活実態は時間経過とともに常に変化しうるものであることから、定期的に実態を把握するとともに、名簿情報を最新の状態に保つため、名簿の更新サイクルの見直しや、更新に向けた手続きの改善に係る検討に取り組むことが求められる。また、平常時から避難支援等関係者に名簿情報を提供し、避難支援体制の構築に努めることが円滑な避難支援、ひいては避難行動要支援者の安全確保に効果的である。そこで、消防庁では、名簿情報の避難支援等関係者への提供に関する本人同意の取得や、本人同意の有無にかかわらず外部提供できる根拠となるよう、条例に特別の定めを置くことについて検討することを、令和7年6月20日に内閣府とともに都道府県を通じて市町村に通知した。

### (2) 個別避難計画の作成

災害対策基本法では、避難行動要支援者ごとに個別避難計画を作成することが市町村の努力義務とされている。内閣府とともに実施した調査結果によると、1,741市町村のうち、個別避難計画を1件以上作成している市町村の数は、令和7年4月1日現在で、1,691（97.1%）となっている。

個別避難計画の作成に当たっては、地域におけるハザードの状況や当事者本人の状況を踏まえ、優先度の高い者から着実に作成していくことが求められる。また、優先度の検討と併せて、市町村において、府内外での連携、福祉専門職の参画、同計画に基づく避難訓練の実施などを進めることが重要である。消防庁では、令和7年6月20日に内閣府とともに都道府県を通じて市町村に通知し、既に個別避難計画を作成している市町村は更に効率的・効果的に取組を進め、未作成の市町村は本年度中に作成できる避難行動要支援者と時期を特定し、直ちに取組を進めるよう要請したところであり、引き続き市町村の取組を支援していく。

## 第6節 震災対策

### 地震災害の現況と最近の動向

#### ① 令和6年中の主な地震災害

令6年中に震度5弱以上が観測された地震は、28回であった（第1-6-1表）。

なお、令和6年中の主な地震災害による被害状況等については、第1-6-2表のとおりである。

**第1-6-1表 最大震度別地震発生状況の推移（震度5弱以上）**

年 \ 区分	震度5弱	震度5強	震度6弱	震度6強	震度7	計
平成27年	5	5	0	0	0	10
平成28年	18	5	6	2	2	33
平成29年	4	4	0	0	0	8
平成30年	7	2	1	0	1	11
令和元年	6	0	2	1	0	9
令和2年	6	1	0	0	0	7
令和3年	4	5	0	1	0	10
令和4年	7	6	1	1	0	15
令和5年	5	2	0	1	0	8
令和6年	14	9	4	0	1	28
令和7年	9	3	1	0	0	13

(備考) 1 気象庁「震度データベース」により作成  
2 令和7年は令和7年1月1日から令和7年10月31日までの数値

第1-6-2表 令和6年中の主な地震災害による被害状況等

(令和7年4月1日現在)

番号	発生年月日	発生時刻	震央地名	地震の規模 (マグニチュード)	最大震度	最大震度を観測した市町村	主な被害状況	消防庁の対応
1	令和6年1月1日	16時06分	石川県能登地方	5.5	5強	石川県：珠洲市		
2	令和6年1月1日	16時10分	石川県能登地方	7.6	7	石川県：輪島市、志賀町		
3	令和6年1月1日	16時12分	能登半島沖	5.7	6弱	石川県：志賀町		
4	令和6年1月1日	16時18分	石川県能登地方	6.1	5強	石川県：穴水町		
5	令和6年1月1日	16時56分	石川県能登地方	5.8	5強	石川県：輪島市、穴水町		
6	令和6年1月1日	17時22分	石川県能登地方	4.9	5弱	石川県：珠洲市		
7	令和6年1月1日	18時03分	能登半島沖	5.5	5弱	石川県：珠洲市		
8	令和6年1月1日	18時08分	能登半島沖	5.8	5強	石川県：珠洲市		
9	令和6年1月1日	18時39分	能登半島沖	4.8	5弱	石川県：志賀町		
10	令和6年1月1日	20時35分	石川県能登地方	4.5	5弱	石川県：志賀町		
11	令和6年1月2日	10時17分	石川県能登地方	5.6	5弱	石川県：輪島市、穴水町		
12	令和6年1月2日	17時13分	能登半島沖	4.6	5強	石川県：志賀町		
13	令和6年1月3日	2時21分	石川県能登地方	4.9	5強	石川県：珠洲市		
14	令和6年1月3日	10時54分	石川県能登地方	5.6	5強	石川県：輪島市		
15	令和6年1月6日	5時26分	石川県能登地方	5.4	5強	石川県：穴水町		
16	令和6年1月6日	23時20分	能登半島沖	4.3	6弱	石川県：志賀町		
17	令和6年1月16日	18時42分	石川県能登地方	4.8	5弱	石川県：志賀町		
18	令和6年6月3日	6時31分	石川県能登地方	6.0	5強	石川県：輪島市、珠洲市		
19	令和6年11月26日	22時47分	石川県西方沖	6.6	5弱	石川県：輪島市、志賀町		
20	令和6年1月9日	17時59分	佐渡付近	6.1	5弱	新潟県：長岡市	【人的被害】なし 【住家被害】なし	災害対策室 (第1次応急体制)
21	令和6年3月15日	0時14分	福島県沖	5.8	5弱	福島県：川俣町、楢葉町	【人的被害】軽傷4人 【住家被害】なし	災害対策室 (第1次応急体制)
22	令和6年3月21日	9時08分	茨城県南部	5.3	5弱	栃木県：下野市 埼玉県：加須市	【人的被害】なし 【住家被害】一部破損1棟	災害対策室 (第1次応急体制)
23	令和6年4月2日	4時24分	岩手県沿岸北部	6.0	5弱	青森県：八戸市、三沢市、 野辺地町、五戸町 岩手県：宮古市、久慈市、 軽米町、普代村、野田村	【人的被害】軽傷2人 【住家被害】なし	災害対策室 (第1次応急体制)
24	令和6年4月8日	10時25分	大隅半島東方沖	5.1	5弱	宮崎県：日南市	【人的被害】なし 【住家被害】なし	災害対策室 (第1次応急体制)
25	令和6年4月17日	23時14分	豊後水道	6.6	6弱	愛媛県：愛南町 高知県：宿毛市	【人的被害】重傷2人 軽傷12人 【住家被害】半壊8棟 一部破損398棟	災害対策本部 (第3次応急体制)
26	令和6年8月8日	16時42分	日向灘	7.1	6弱	宮崎県：日南市	【人的被害】重傷3人 軽傷11人 【住家被害】全壊2棟 半壊4棟 一部破損268棟	災害対策本部 (第3次応急体制)
27	令和6年8月9日	19時57分	神奈川県西部	5.3	5弱	神奈川県：厚木市、中井町、 松田町、清川村	【人的被害】軽傷3人 【住家被害】一部破損6棟	災害対策室 (第1次応急体制)
28	令和6年8月19日	0時50分	茨城県北部	5.1	5弱	茨城県：日立市	【人的被害】なし 【住家被害】なし	災害対策室 (第1次応急体制)

(備考) 「災害年報」により作成

## 2 令和7年1月から10月までの主な地震災害

令和7年1月から10月までの主な地震災害による被害状況等については、**第1-6-3表**のとおりである。

**第1-6-3表 令和7年1月から10月までの主な地震災害による被害状況等**

(令和7年11月14日現在)

番号	発生年月日	発生時刻	震央地名	地震の規模 (マグニチュード)	最大震度	最大震度を観測した市町村	主な被害状況	消防庁の対応
1	令和7年1月13日	21時19分	日向灘	6.6	5弱	宮崎県：宮崎市、高鍋町、新富町	【人的被害】軽傷4人 【住家被害】一部破損2棟	災害対策室 (第1次応急体制)
2	令和7年1月23日	2時49分	福島県会津	5.2	5弱	福島県：檜枝岐村	【人的被害】なし 【住家被害】なし	災害対策室 (第1次応急体制)
3	令和7年4月18日	20時19分	長野県北部	5.1	5弱	長野県：大町市、筑北村、小川村	【人的被害】軽傷1人 【住家被害】なし	災害対策室 (第1次応急体制)
4	令和7年6月30日	18時33分	トカラ列島近海	5.3	5弱	鹿児島県：十島村	【人的被害】なし 【住家被害】一部破損1棟	災害対策本部 (第3次応急体制)
5	令和7年7月2日	4時32分	トカラ列島近海	5.1	5弱	鹿児島県：十島村		
6	令和7年7月2日	15時26分	トカラ列島近海	5.6	5弱	鹿児島県：十島村		
7	令和7年7月3日	16時13分	トカラ列島近海	5.5	6弱	鹿児島県：十島村		
8	令和7年7月5日	6時29分	トカラ列島近海	5.4	5強	鹿児島県：十島村		
9	令和7年7月6日	14時01分	トカラ列島近海	4.9	5強	鹿児島県：十島村		
10	令和7年7月6日	14時07分	トカラ列島近海	5.5	5強	鹿児島県：十島村		
11	令和7年7月7日	0時12分	トカラ列島近海	5.1	5弱	鹿児島県：十島村	【人的被害】なし 【住家被害】なし	災害対策室 (第1次応急体制)
12	令和7年9月17日	21時55分	トカラ列島近海	4.7	5弱	鹿児島県：十島村		
13	令和7年10月25日	1時40分	根室半島南東沖	5.8	5弱	北海道：根室市	【人的被害】なし 【住家被害】なし	災害対策室 (第1次応急体制)

(備考) 「消防庁とりまとめ報」により作成

## 震災対策の現況と課題

### 1 地震災害の予防

周囲をプレートに囲まれ、多数の活断層を有する我が国において地震災害の被害を最小限に抑制するため、大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）のほか、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）、首都直下地震対策特別措置法（平成25年法律第88号）及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成16年法律第27号）では、地域指定の対象とされた地方公共団体による、地震防災上緊急に整備すべき施

設や訓練等に関する計画の作成について定められている。

また、令和3年3月に改正され、国の負担又は補助の特例等に係る規定の失効期日が5年延長された地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号）に基づき、都道府県においては、管内市町村事業も含む地震防災緊急事業五箇年計画を作成できることとされている（**第1-6-4表**）。

地方公共団体においては、これらの計画に基づき、公共施設の耐震化等の施設整備や、住民参加の防災訓練等の災害予防の取組が求められる。

こうした取組を支援できるよう、施設整備について財政措置を講じるとともに、関係府省庁との連携による緊急地震速報訓練の実施や、きめ細かな地震観測網構築のための震度情報ネットワークの整備な

第1-6-4表 大規模地震対策の概要

項目	内容	東海地震 地震防災対策強化地域 8都県 157市町村	南海トラフ地震 地震防災対策推進地域 30都府県 723市町村	首都直下地震 緊急対策区域 10都県 309市町村	日本海溝・千島海溝周辺 海溝型地震 地震防災対策推進地域 8道県 272市町村
被害想定	想定地震	東海	南海トラフ	都心南部直下	日本海溝沿い 千島海溝沿い
	死者数(人)	約9,200	約298,000	約18,000	約199,000 約100,000
	全壊建物数(棟)	約260,000	約2,350,000	約400,000	約220,000 約84,000
	経済的被害(円) (直接・間接被害の合計)	約37兆	約270.3兆	約83兆	約31.3兆 約16.7兆
基本法令	・地震予知に資する観測・測量体制の強化 ・直前予知を前提とした警戒避難態勢  ・観測・測量体制の整備努力 ・防災施設の整備、津波からの円滑な避難計画等	大規模地震対策特別措置法(S 53)	南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(H 25)	首都直下地震対策特別措置法(H 25)	日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(H 16)
	・避難地、避難路、消防用施設等の整備推進のための国庫補助率嵩上等	地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律(S 55)			
					地震防災対策特別措置法(H 7)
大綱	・大規模地震への防災・減災対策として具体的な施策や今後検討事項となる施策をまとめたもの ・中央防災会議が決定する				大規模地震防災・減災対策大綱 H 26.3策定
基本計画	・各基本法令に基づき作成 ・強化(推進)地域、緊急対策区域の行政機関、民間事業者等が定める応急(対策)計画の基本となるべき事項等を定めたもの ・中央防災会議が決定する (緊急対策推進基本計画は閣議決定)	地震防災基本計画 S 55.4策定	推進基本計画 H 26.3策定 R 3.5変更 R 7.7変更	緊急対策推進基本計画 H 26.3策定 H 27.3変更	推進基本計画 H 18.3策定 R 4.9変更
応急対処方針	・大規模地震・津波災害が発生した際に、政府が実施する災害応急対策活動を示すとともに、関係機関の役割について記載したもの ・南海トラフ地震、首都直下地震及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震については別途具体的な応急対策活動に関する計画を定めている ・中央防災会議幹事会が決定する			大規模地震・津波災害応急対策対処方針 H 26.3策定 R 7.6改定	
実施計画等	・各基本法令に基づき地方公共団体が作成 ・地方防災会議等が決定する	地震防災強化計画	推進計画	基盤整備等計画	推進計画

ど、可能な限りの災害予防に向けて引き続き取り組む。

### (1) 防災拠点となる公共施設等の耐震化の促進

大規模地震発生時において災害応急対策を円滑に実施するためには、自治体庁舎や指定避難所等の防災拠点となる公共施設等の耐震化が重要であることから、消防庁では、これらの施設の耐震化を地方公共団体に要請している。

防災拠点となる公共施設等の耐震化の割合は、令和6年4月1日現在で第1-6-5表のとおりである。

第1-6-5表 防災拠点となる公共施設等の耐震率

(令和6年4月1日現在)

施設区分	耐震率
社会福祉施設	94.1%
文教施設(校舎・体育館)	99.7%
庁舎	93.6%
県民会館・公民館等	90.9%
体育館	91.7%
診療施設	96.0%
警察本部・警察署等	88.2%
消防本部・消防署所	96.2%
合計	96.8%

## (2) 防災拠点となる公共施設等の耐震化に係る地方財政措置

地方公共団体の防災拠点となる公共施設等の耐震化について緊急防災・減災事業債の対象としている。さらに、地方公共団体の未耐震の本庁舎の建替に併せて行う災害対策本部員室等の整備についても、同事業債の充当が可能となっている。

## (3) 地震防災緊急事業五箇年計画等に基づく施設整備

地方公共団体は、地震防災対策特別措置法に基づく第6次地震防災緊急事業五箇年計画（令和3年度から令和7年度まで）に基づき施設整備を推進しており、消防庁は、消防庁所管事業に係る計画変更等について助言を行った。

また、同計画等に基づき地方公共団体が整備する耐震性貯水槽について、消防庁では消防防災施設整備費補助金による国庫補助事業を行っており、令和6年度には同補助金により178基の整備が行われた。

## (4) 震度情報ネットワークシステムの整備

地震発生時の初動対応を迅速に行うため、地方公共団体が整備した約2,900か所の震度計が計測する

震度情報を消防庁や気象庁に即時送信する震度情報ネットワークシステム（第1-6-1図）が運用されている。

消防庁では、安定的かつきめ細かな震度観測、観測データの確実な伝達ができるよう、令和3年度補正予算において都道府県に対する補助事業を実施し、震度計を更新するとともに、波形データの保存容量の拡充・伝送の自動化、ネットワークの光回線化による伝送データの大容量化等を行い、ネットワーク全体の機能強化を図った。

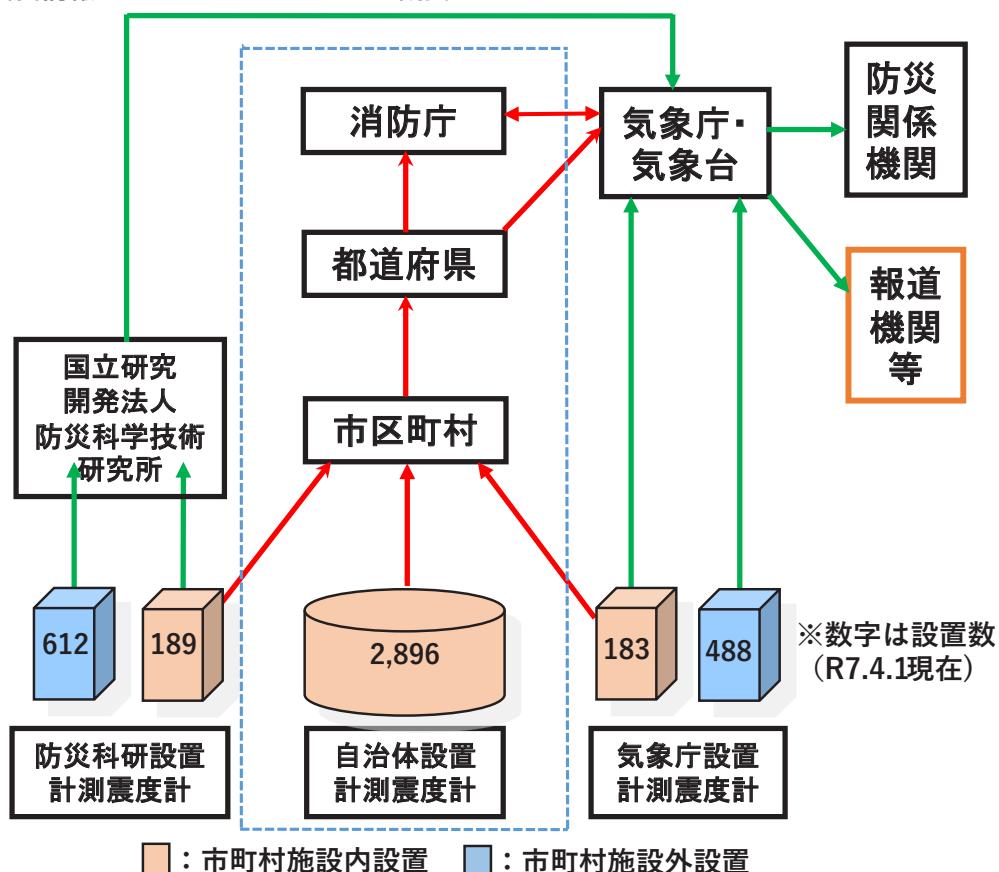
## (5) 緊急地震速報訓練の実施

消防庁では、気象庁等と連携し、年2回、緊急地震速報の全国的な訓練を実施している。令和7年度は第1回を6月18日、第2回を11月5日に実施し、地方公共団体では、全国瞬時警報システム（Jアラート）により配信する訓練用の緊急地震速報の受信確認、職員・地域住民参加による地震の揺れから身を守る行動や避難行動の訓練等が行われた。

## 2 津波避難の実効性の確保

平成23年3月の東日本大震災における津波による甚大な被害を踏まえて同年制定された津波防災地域

第1-6-1図 震度情報ネットワークシステムの概要



づくりに関する法律（平成23年法律第123号）に基づき、市町村においては避難施設の整備等について定めた推進計画を作成できることとされている。

また、同年制定された津波対策の推進に関する法律（平成23年法律第77号）に基づき、地方公共団体においては、住民等の避難の実効性を確保するための津波避難計画を作成するよう努めることとされている。

地方公共団体においては、これらの計画に基づき、津波避難タワーや避難路・避難階段等の整備、避難訓練の実施等が求められる。

こうした取組を支援できるよう、津波避難計画の作成の要請や地方財政措置を通じて、引き続き津波避難の実効性確保に取り組む。

### （1）津波避難計画の策定の促進

消防庁では、津波による人的被害を軽減するため、避難対象地域の指定、津波情報の収集・伝達や避難指示の発令手順等を津波避難計画として定めるよう関係地方公共団体に要請するとともに、津波避難訓練を実施して課題等の抽出や改善点の検討を行うなど津波避難計画の実効性の確保に努めるよう要請している。

なお、津波避難計画については、全ての策定対象市町村（678団体）で策定済みであることを確認している。

### （2）津波避難施設の整備に係る地方財政措置

地方公共団体が実施する津波避難タワーや避難路等の整備に係る費用に対しては、緊急防災・減災事業債等による財政措置を講じている。

## 第7節 原子力災害対策

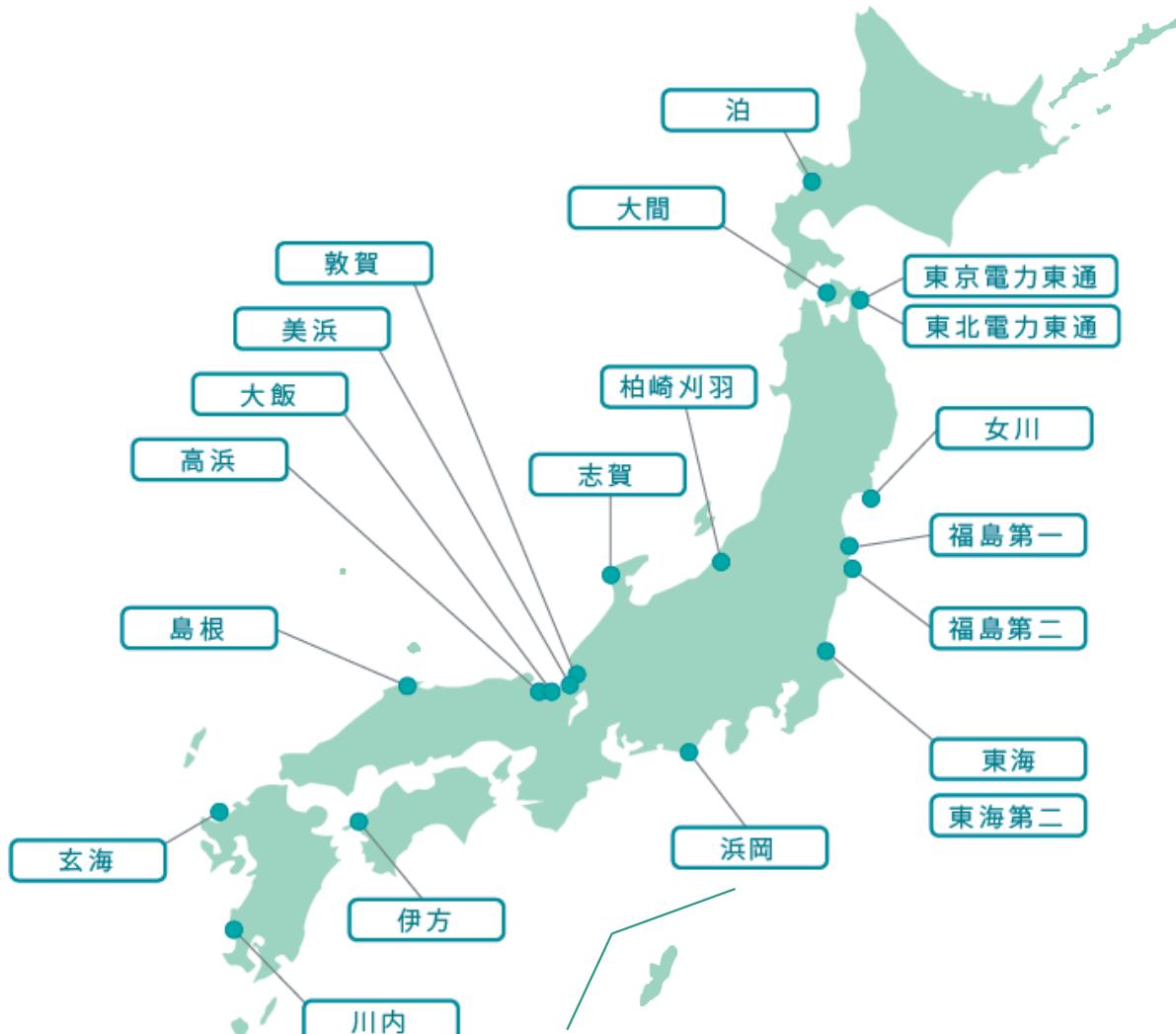
### 原子力災害等の現況と最近の動向

#### ① 原子力施設の現況と主な事故

我が国には、原子力施設として、原子力発電所（第1-7-1図）、再処理施設、加工施設等が立地している。

平成7年（1995年）以降の原子力施設における主要な事故は13件である（火災、放射性物質等の漏えい、被ばく等が発生し、消防機関が出動したもの）（資料1-7-1）。

第1-7-1図 我が国の原子力発電所立地地点

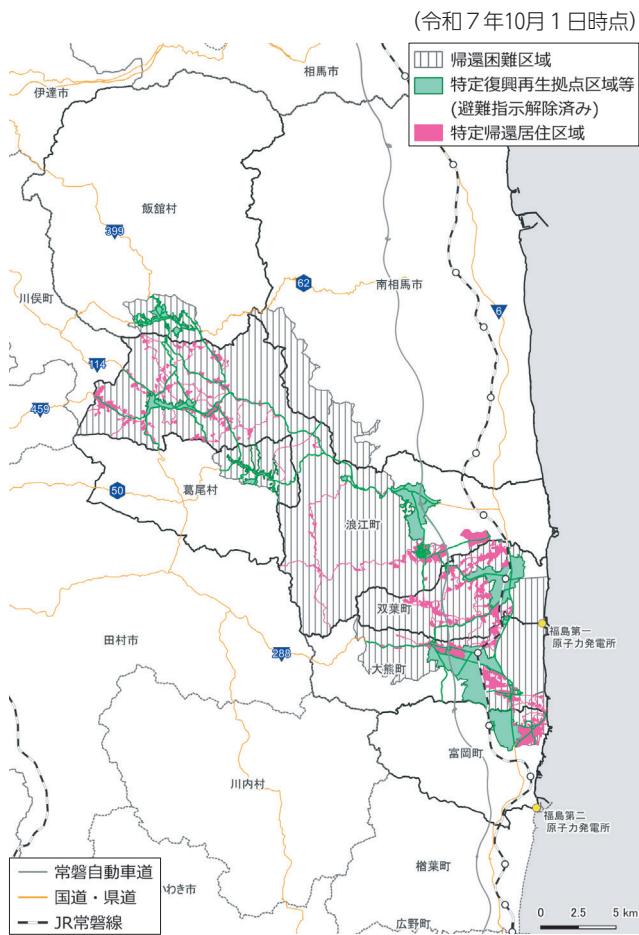


（備考） 原子力規制委員会資料を基に作成

#### ② 東京電力福島第一原子力発電所事故への対応

平成23年3月の東京電力福島第一原子力発電所事故（以下、本節において「福島原発事故」という。）の発生以降、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号。以下、本節において「原災法」という。）に基づく原子力災害対策本部長の指示により、当該原子力発電所の周辺地域において避難指示区域が設定されている（第1-7-2図）。直近では、令和7年3月に飯館村・葛尾村の帰還困難区域の一部について、土地活用に向けた避難指示解除がされた。

### 第1-7-2図 避難指示区域の概念図（内閣府原子力被災者生活支援チーム作成）



避難指示区域を管轄する双葉地方広域市町村圏組合消防本部（以下、本節において「双葉消防本部」という。）は、当該区域内の防火対策のため、定期的な巡回の実施や、簡易型防火水槽といった必要な消防施設の整備を行っている。

また、避難指示区域においては、除草や枝木の伐採等の面で制約があり、火災の早期発見が困難であることから、大規模な火災が発生した場合の備えとして、平成23年11月に福島県内の消防本部による応援体制が確立されるとともに、平成24年3月には原子力災害現地対策本部及び福島県災害対策本部による緊急対策が取りまとめられ、関係機関の連携が強化されている。

消防庁では、「原子力災害避難指示区域消防活動費交付金」により、避難指示区域の管轄消防本部の消防活動を確保するとともに、消防応援活動に要した経費等に対して財政支援を行っている。

さらに、「双葉消防本部支援調整会議」において、双葉消防本部における消防活動上の課題を継続的に把握するとともに、双葉消防本部への支援等について必要な検討・調整を行っている。

## 原子力災害対策等の現況

### 1 原子力施設等の原子力災害対策

原子力災害対策は、災害対策基本法及び原災法に基づき、原子力事業者、国、地方公共団体等の防災計画に従って必要な措置が講じられる体系となっている。

原子力施設周辺において、関係地方公共団体は、防災基本計画及び原子力災害対策指針（平成24年10月31日原子力規制委員会）に基づき、地域防災計画を作成し、当該原子力施設や地域の実情に即した原子力災害対策を推進している。消防庁では、内閣府（原子力防災担当）を中心とした関係省庁と連携し、政府として、関係地方公共団体が作成する地域防災計画・避難計画の具体化・充実化の支援を行っている。

### 2 消防機関における活動対策

#### (1) マニュアル、ハンドブック、活動要領等の作成・配布

消防庁では、原災法等における事業者の責務や原子力防災組織の設置等を踏まえ、事故等発生時において消防隊員の安全を確保しながら効果的に消防活動が展開できるよう「原子力施設等における消防活動対策マニュアル」（平成26年3月。令和4年3月一部改訂）ほか各種マニュアル等を作成し、消防機関等に配布している。

#### (2) 放射性物質等事故対応資機材の整備等

消防力の整備指針（平成12年1月12日総務省消防庁）では、原子力施設等の立地など地域の実情に応じて、放射性物質等による事故に対応するための資機材を配置するものとされている。

また、消防庁では、個人警報線量計等の放射性物質等事故対応資機材を消防組織法（昭和22年法律第226号）（国有財産等の無償使用）に基づき、緊急消防援助隊登録消防本部に配備している。

#### (3) 消防職員に対する教育・訓練等

消防職員に対する原子力防災研修等については、消防大学校において、実務講習「緊急消防援助隊教育科NBCコース」を実施している。また、放射性

物質等による事故発生時の消防活動の基本的事項等、全ての消防職員に習得してほしい事項についてまとめた教材「スタート！ RI119～消防職員のための放射性物質事故対応の基礎知識～」（平成23年3月。令和5年3月一部改訂）を作成し、消防機関等に配布している。

このほか、消防庁では、原子力規制庁による消防職員や原子力事業者等を対象とした「原子力施設における火災防護に関する研修」等に講師派遣等を行っている。

## 原子力災害対策等の課題

### 1 福島原発事故を踏まえた今後の取組

#### （1）避難指示区域の管轄消防本部への支援

避難指示区域の管轄消防本部においては、放射性物質による汚染、消防施設や水利の被災等の厳しい条件の下、消防活動を継続して行っているところであり、各市町村の復旧・復興等と併せて体制の充実強化を図る必要がある。消防庁としては、関係省庁等と連携し、管轄消防本部への支援を引き続き行っていく必要がある。

#### （2）関係地方公共団体における地域防災計画の見直し等

関係地方公共団体においては、原子力防災全体の見直しと併せ、地域防災計画・避難計画の見直しが進められているところである。福島原発事故以前における防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲の目安は、原子力発電所にあってはおおむね半径8～10kmとされていたが、福島原発事故以後に策定された原子力災害対策指針では、重点的に原子力災害に特有な対策が講じられる区域（原子力災害対策重点区域）の範囲の目安としておおむね半径30kmに拡大された。このため、原子力災害対策指針策定後に新たに当該区域の圏内となった地方公共団体の地域防災計画・避難計画において原子力災害対策を定めること、広域での避難体制を確保すること等が求められている。

消防庁では、関係省庁と連携し、地域防災計画・避難計画の充実に向けた必要な支援や、訓練等を通じた防災体制の充実強化を支援しているところであ

り、今後ともこれらの取組を通じて、原子力防災体制の充実強化を図っていく必要がある。

### （3）福島原発事故において活動した消防職員の長期的な健康管理

消防庁では、福島原発事故において、国の要請により緊急消防援助隊として3号機の使用済燃料プールへの放水活動等を実施した消防職員に対し、定期追加検査の機会の確保及び長期的経過観察により健康管理の支援を行っており、引き続き支援を実施していく必要がある。

## 2 放射性物質等事故対応能力の向上

原子力施設、放射性同位元素等取扱施設及び放射性物質輸送時において、放射性物質や放射線の放出を伴う事故が発生した場合、消防機関は、迅速かつ適切に対応を行う必要があることから、引き続き事故に対する消防機関の消防活動能力の向上を図っていく必要がある。

## 第8節 その他の災害対策

### 火山災害対策

#### 1 令和6年以降の主な火山活動

令和6年以降の主な火山活動による被害状況等については、**第1-8-1表**のとおりである。

#### 2 火山災害対策の現況と課題

近年、富士山の市街地近くで新たな火口が発見され、想定される火口の範囲が拡大していることや、桜島での大規模噴火の可能性が指摘されていることなど、火山活動が活発化した際の備えが急務となっている。

このような状況に鑑み、噴火災害が発生する前の予防的な観点から活動火山対策の更なる強化を図り、住民や登山者等の生命及び身体の安全を確保することを目的として、以下の内容を盛り込んだ活動火山対策特別措置法（昭和48年法律第61号）の一部改正法が令和6年4月1日に施行された。

- ・避難確保計画の作成等に係る市町村長による援助等
- ・登山の期日、経路等の情報の提供を容易にするための配慮等
- ・火山現象の発生時における住民や登山者等への情報通信技術の活用等を通じた、迅速かつ的確な情報の伝達等

**第1-8-1表 令和6年以降の主な火山活動**

(令和7年11月14日現在)

番号	発生年月日	発生時刻	発生場所	現象	噴火警報	噴火警戒レベル	主な被害状況	消防庁の対応
1	令和6年1月14日	0時22分	諏訪之瀬島	爆発	噴火警報（火口周辺）	3（入山規制）	【人的被害】なし 【住家被害】なし	災害対策室 (第1次応急体制)
2	令和6年4月13日	—	口永良部島	火山性地震	噴火警報（火口周辺）	3（入山規制）	【人的被害】なし 【住家被害】なし	災害対策室 (第1次応急体制)
3	令和7年3月30日	—	霧島山 (新燃岳)	火山性地震	噴火警報（火口周辺）	3（入山規制）	【人的被害】なし 【住家被害】なし	災害対策室 (第1次応急体制)
4	令和7年6月11日	—	口永良部島	火山性地震	噴火警報（火口周辺）	3（入山規制）	【人的被害】なし 【住家被害】なし	災害対策室 (第1次応急体制)
5	令和7年6月23日	—	霧島山 (新燃岳)	噴火活動の 活発化	噴火警報（火口周辺）	3（入山規制）	【人的被害】なし 【住家被害】なし	災害対策室 (第1次応急体制)

(備考) 「消防庁とりまとめ報」により作成

- ・火山現象に関し専門的な知識又は技術を有する人材の育成及び継続的な確保等
- ・文部科学省に火山調査研究推進本部を設置
- ・火山防災の日（8月26日）の制定
- ・最新の科学的知見等を勘案した、活動火山対策の在り方についての検討等

地方公共団体においては、これらの状況を踏まえ、より具体的な事象を想定した避難の在り方の検討や、噴石から登山者等の身の安全を確保するための安全な強度を持つ退避壕・退避舎等の整備が求められる。

消防庁では、地方公共団体が行う退避壕・退避舎等の新設、改修について消防防災施設整備費補助金や緊急防災・減災事業債の対象としているほか、民間事業者が行う山小屋等を活用した退避施設の整備に係る費用に対して、地方公共団体が補助する場合について財政的な支援を実施している。

## 雪害対策

### 1 雪害の現況と最近の動向

令和6年11月から令和7年4月までの雪害による人的被害は、死者68人（前年22人）、重傷者416人（同107人）及び軽傷者652人（同276人）、住家被害は、全壊8棟（同0棟）、半壊23棟（同0棟）、一部破損415棟（同22棟）、床上浸水1棟（同0棟）及び床下浸水6棟（同0棟）となっており、雪による被害は前年の調査期間に比べ増加した。

### 2 雪害対策の現況と課題

雪害による死亡要因は、屋根の雪下ろし等除雪作業中の事故が大半を占めており、地方公共団体においては、除雪作業中の事故による死者を減らす取組が求められる。

消防庁では、「市町村のための降雪対応の手引き」が、内閣府において令和7年11月に改訂されたことから、同月に内閣府とともに通知を発出したところであり、このような事故を極力未然に防止できるよう、地方公共団体に対して除雪作業中の事故防止における実践的な留意点について普及啓発・注意喚起を行うなど、引き続き事故防止に向けて取り組んでいく。

## トンネル等の災害対策

### 1 トンネルに係る火災の現況

過去10年間に発生した鉄道トンネル及び道路トンネルに係る車両及び施設の火災件数は、**第1-8-1図**のとおりである。

### 2 トンネルに係る災害対策の現況と課題

#### （1）鉄道トンネル及び道路トンネル

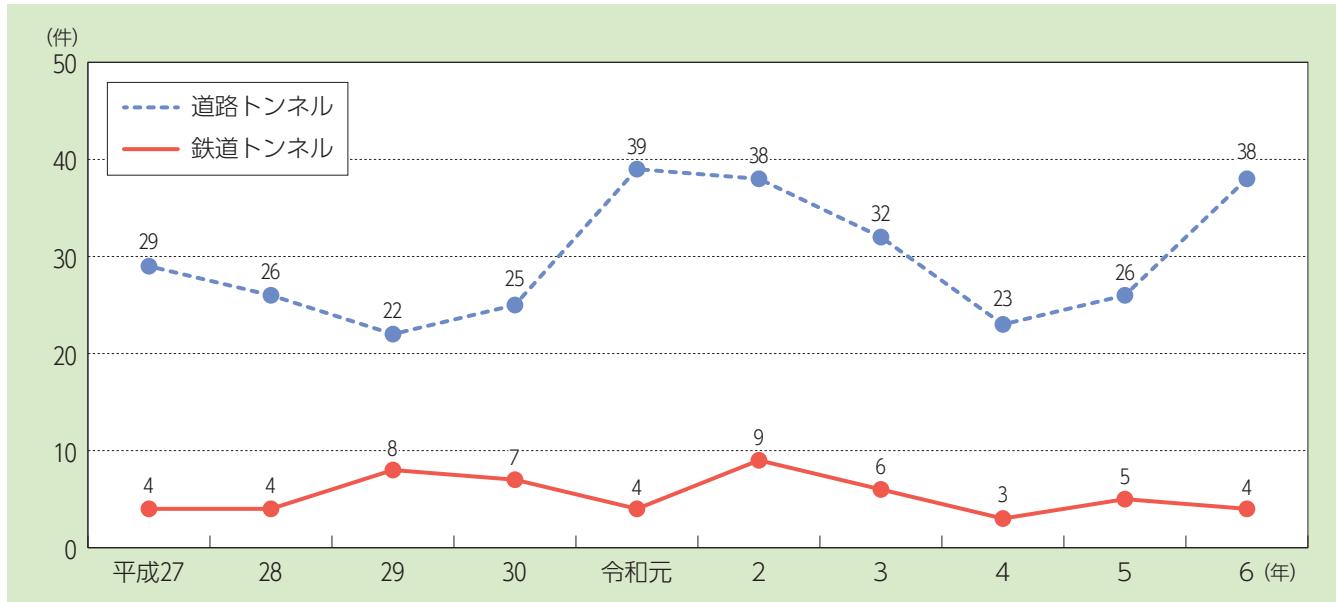
鉄道トンネル（地下鉄道トンネルを含む。）、道路トンネル及び今後開発が予想される大深度地下<sup>\*1</sup>施設は、出入口が限定された閉鎖性の高い場所であり、一旦火災等が発生し、濃煙、熱気が充満した場合には、利用者の避難・誘導、消防隊の消火・救助活動等に種々の制約、困難が伴うことから、適切な防災安全対策を講じていく必要がある。

鉄道トンネルに関しては、国土交通省と連携し、「トンネル等における列車火災事故の防止に関する具体的対策」を示すことにより、消火、避難設備等の設置の促進及び所在市町村における火災事故防止対策の強化を図っている。

道路トンネルに関しては、国土交通省を中心とした関係省庁と連携し、「トンネル等における自動車の火災事故防止対策」及び「道路トンネル非常用施

**第1-8-1図 トンネルに係る火災件数の推移**

(各年中)



(備考) 「特殊災害対策の現況」により作成

\* 1 大深度地下：地下40m以深又は支持地盤上面から10m以深のいずれか深い方の地下

設設置基準」により火災事故防止対策の充実に努めている。

## (2) 大深度地下空間

公共の利益となる事業による大深度地下の使用に関し、当該事業の円滑な遂行と大深度地下の適正かつ合理的な利用を図ることを目的とした大深度地下の公共的使用に関する特別措置法（平成12年法律第87号）が制定され、同法に定める対象地域である首都圏、中部圏及び近畿圏において、関係省庁及び関係地方公共団体で構成する大深度地下使用協議会が、それぞれ開催されている。

大深度地下空間で災害が発生すると、地下の深部に多数の利用者が取り残されるおそれがあり、従来の施設と比較して消火活動や救助活動がより困難になることが予想されている。

このため、消防庁、国土交通省等関係機関において大深度地下施設の用途、深度、規模等に応じた安全対策について検討を行い、平成16年2月に「大深度地下の公共的使用における安全の確保に係る指針」を取りまとめており、これを踏まえ確実に安全対策が講じられるよう、適切な助言等を行っていく必要がある。

また、リニア中央新幹線（品川・名古屋間）は、大都市圏において大深度地下を利用した区間があるため、万一災害等が発生した場合に、迅速かつ安全に乗客を避難させ、的確な消防活動を行えるように対策を講じる必要がある。

このため、消防庁では、リニア中央新幹線の防災対策等について情報共有を図ることを目的に、東海旅客鉄道株式会社及びリニア中央新幹線沿線消防本部等から構成される連絡会議を開催している。

## 消防活動阻害物質に係る災害対策

火災予防又は消火活動に重大な支障を生ずるおそれのある物質（消防活動阻害物質）について、一定数量以上貯蔵し、又は取り扱う者は、あらかじめ、消防機関に届け出なければならないこととされている。

消防活動阻害物質には、圧縮アセチレンガス、液

化石油ガス、無水硫酸、生石灰、毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）に規定する毒物・劇物のうち一定の物質が指定されており、火災の際に、爆発や有害なガス等を発生させ、消防隊の消火活動に支障を生じさせる危険性を有している（資料1-8-1）。

### 1 消防活動阻害物質に係る災害の現況と最近の動向

消防活動阻害物質に係る火災、漏えい、その他の事故で、消防機関が覚知したもののうち、令和6年中に発生したものの総件数は47件であり、その内訳は、火災事故が9件、漏えい事故が36件、その他の事故が2件である（資料1-8-2、資料1-8-3、資料1-8-4）。

### 2 消防活動阻害物質に係る災害対策の課題

#### （1）実態の把握及び指導

消防活動阻害物質については、届出等に基づき的確に実態の把握に努める必要がある。

#### （2）危険物災害等情報支援体制の充実

消防活動阻害物質に係る災害時においては、消防職員の安全を確保しつつ、迅速かつ効果的な消防活動を展開するために、より早い段階で消防活動阻害物質の危険性及び対応要領等に係る情報を把握することが重要である。このため、災害時に必要な情報（化学物質の性状、対応要領等）を災害活動現場に迅速かつ効果的に消防機関等へ提供できるよう、「危険物災害等情報支援システム」を適切に運用していく必要がある。

## 海上災害対策

### 1 海上災害の現況と最近の動向

令和6年中の主要港湾<sup>\*2</sup>108港における海上災害で消防機関が出動したものは21件であり、このうち火災によるものが4件（全体の19.0%）、油の流出によるものが6件（全体の28.6%）となっている。

また、事故船舶の規模別では、1,000 t未満が8

\*2 主要港湾：1隻の総トン数が1,000 t以上のタンカーが1月1日から12月31日までの間に入港した実績を有する港湾

件で全体の38.1%を占めている（資料1-8-5）。

## 2 海上災害対策の現況

港内又は沿岸部における海上災害の発生に備え、地方公共団体においては、地域防災計画に防災関係機関との連絡、情報の収集、応援要請、防災資機材の調達等の緊急措置がとれるよう事前対策等を定め、防災体制の強化を図るとともに、大規模な災害となった場合には、災害対策本部の設置等により所要の対策を講じることとしている。

消防機関においては、消防艇をはじめとする海上防災資機材の整備、防災関係機関との協力関係の確立、防災訓練の実施等に努め、万一の海上災害に備えている。

なお、船舶火災の消火活動については、港湾所在市町村の消防機関と海上保安部署との間で業務協定が締結されているほか、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号）においても、消防機関と海上保安庁との協力義務が規定されている。

## 3 海上災害対策の課題

タンカー等危険物積載船舶の大型化、海上交通の輻そう化等により、海上災害が発生する危険性が高まっている中、消防機関が有効な消火・救急・救助活動等を実施するためには、消防艇をはじめとする海上防災資機材の整備、防災関係機関との協力関係の確立、防災訓練の実施等により、万一の海上災害に備えた体制の整備に努めていく必要がある。

平時から海上保安庁とは、事故情報の共有を図るとともに、各省庁が参加する大規模油流出事故を想定した対処訓練に参加し、連携の更なる向上に取り組んでいる。

# 航空災害対策

## 1 航空災害の現況と最近の動向

令和6年中に航空災害で消防機関が出動したものは117件であり、このうち消火・救急・救助活動を実施したものは8件で、飛行場内が5件、飛行場外が3件となっている。

また、令和6年1月に東京国際空港（羽田空港）

において、日本航空516便（新千歳発羽田行き）と海上保安庁所属JA722A機（令和6年能登半島地震の被災地への支援物資輸送準備中）が衝突し、日本航空機側乗員・乗客379人のうち15人が負傷、海上保安庁機側乗員6人のうち5人が死亡、1人が負傷する事故が発生した。

## 2 航空災害対策の現況と課題

航空災害は、一旦発生すれば、大惨事となるおそれがあり、初期における消火救難活動は極めて重要である。

消防庁では、これまで国土交通省等とともに、空港及び関係市町村に整備すべき消防力の基準や航空機火災の消防戦術等について、空港管理者、地方公共団体等関係機関に共有するとともに、消防機関と空港管理者との間で、空港及びその周辺における消火救難活動に関する協定を締結するよう助言しており、令和7年4月1日現在、運営中のすべての空港と空港所在市町村の消防機関の間で協定が締結されている。

また、国土交通省東京空港事務所に置かれた救難調整本部（RCC）と消防庁との間に緊急通報管理装置を設置するなど、航空災害に対する消防機関の初動体制の確立に努めてきたところであり、関係省庁間において締結されている航空機の捜索救難に関する協定にも関係機関として参加している。

